[illegible]日記　上

リ 5
6431
1

門 リ5
號 6431
巻 1.

早稲田大學 [illegible]
昭和25.6.19

室町殿日記

萬松院義晴公御代也

京都町奉行
　楢村市右衛門尉長高
　嶋屋惣左衛門尉貞親

御料所沙汰人
　三好日向守　義興

此記ハ永禄之乱逆ニ亡失して僅ニ残るを楢村長教拾集云以
後ニ人ノ被見ニ入へしとなり

室町殿日記巻第一

一 五畿内國人等奉武命変（此段ハ年号[illegible]さうなく天文五の年より山城ニ天文廿年迄の事なり）

一 遠國波濤の逆乱ハ勿論の事ちかき畿内の住人等も武命を不随して面々に我儘に門親り[illegible]害を恣にして逆心の輩を出し申事と見えしに其比三好乃御所領山城将此御前ニ於て僅ニ七ケ所を御蔵入として其代官として三好筑前守義長 松永弾正少弼久秀両人をもとめて義内ニ入を守護をうけれて三好筑前守権門の威をかろんして畿内の國人共を召ひしたかへ侮りて剰其我意を振舞しかく各いかにしてもと命して所詮三好乃御領所を押領し其後三好松永両人を亡しかんと企ル輩ハ先城を以て上山城楢椙嶋屋の住人等ハ真田長以下山城と一味して泉を以てハ

右京入道同伊豫守不和ニ八四年卅ノ一族并有富并庫頭猶
河内ニハ塩津并部慈池田掃部助上河内下河内ニ安見ヵ
一門冨田高段丈子此外大名御敵たり且此ニハさてて跡心党
ハありけれは清多餅近寄新詔の事なく在京然れとも
終ニ御裁許と蒙られしものなきとそ日ニ於くり此の事ありて
いくあらんて賞出来たりし松浪本々松千将の侍人ハ三劉浮正
丈子近郷をかくらひて謀の企をなし相國寺にあつまり思居
いんとしける遊徒等と為めぐらしつ細書に思ゐ思とめぐら
れけるか御心の中こそとりとめかれし中ニ同店弁寄て此事との
となけれはきこう一方たりし二方ハ諸方御敵仕れとも何と
なりゆきて世の中ゆらん何事もしらぬ末の世こそは深まりけれあら
それ昔の御代なりをそかきて行の着くそ

端られし給ひんものとて不遠に（スヽロ）間を待かねけり

一　安見保清者へ同御事

かくて月日を消る程に五月廿三日夜に入て安見河内守二千余
の人数を率して保清館へ乱入し民屋共に放火し女童
啼さけび周章さわぎ逃まどふ事不斜郷なれり出石
又左衛門小森次彦太郎かくとたのみし旅合二六百余の士卒
と追立駈向ひ防戦に勝負區となる処へ安見荒手八百余
の勢を入替敵は小勢なりけれは一人も残さる討捕や着れと
まなかうしも知りけれとも安見か家老松田権之丞手勢二
百余人すぐつて多勢の中を蒐乱出石は先へ打てかゝり
一時ニ雌雄を決せんと見へけれ出石小森是を見て敵は多
勢荒手なり味方ハ小勢にて馬人ものまゝつかれけれは

のかれぬ所にて取て返して一息継てかけ合無二無三に責戦
ひけるか処に寄手戦場より二町計の森を隔て二方
寺の浄福寺あり萬松寺永福寺とて此後に軍の
体を見せて敵多勢に見せけれは味方後軍疑なりとて渋
とまかりける因果仲料をむさぼりけれは一門の忌臭謝せん
為命を捨て合力せんとして両寺の僧共九十余人手を上
近辺の百姓共をかりもよふしかゝる急を殺さすへ旨のと
ゞめ計かゝし我と思はん者共は續けやと鬮（くじり）取りけれはそや
山雑の兵者とも六十余人具足服装して及はず手ら鉄炮
とかくて我先にとてすゝみける院主先に進出して安見か
後陣よりも鉄炮を透間もなく打立られてさゝ
暗し法師ばらは不知して伏人数の[illegible]て取乱れ
てハ叶ふまじとて我先にと落けり山名[illegible]もとみて
返せや者とも敵はうしろを見せけるぞとて馬の足立所
ともならぬ計に五六町追詰百六十余人討取松田備前
[illegible]三騎か中に取籠られて討まるゝにより山名か郎等小遠
源吾丈首とる安見ハ逸物の馬に乗ありけれて多勢の
中を駆ぬけて主従三騎にて落行けり山名小森両氏一
生にて勝閑を三方あけて三好筑前守へ軍の様を委細
注進して京都へまいらせられ公方閑白に愚辱慈悲乃
僧徒として善悪に逆しける者共殺人刀トいふかことく撲
滅せらるハ山名小森助りかたし仍て助ル処活人剣とそ云つ
合しとてまた御感ありて当座の御褒美として諸事寺
役を免除ニ重而寺領御加増有へきとの御感状と

中嶋ノ城ハ天文十八年ニ細川右馬頭晴賢居城三好宗三モ同居家譜アリ然ニ三好筑前ハ後長慶此ニヨルカ

そらトきる山名小森方へハ抛身命軍術を尽し百六十余之首を取松田備後忠を付ル事殆高名不浅玄恩石山追付勧賞可有之乃御感状を被下ける味方にて手負死人九十余人とそ記しける

諸方に城置押之事

一 さる程に桐國御評議有て諸方の要害を改城代を入並ミける先中嶋の城を善清し城をひろけ遊佐孫太郎を引セて不相替三好筑前守義長を城主に被仰付ける今里の要害へ猶々修理を加へ四方に矢倉を揚塀をかけさせ細川典厩を入置ル飯守の城にハ八方に櫓をあけ塀深くかこませて水八分とた〳〵へ遊佐孫太郎を二重にひかせて三好十郎を城代に付江口の要害も東南を広くさせ矢倉を四方に揚十河一存守之泉州表乃押にハ稲崎の城を普請し松浦孫八郎を入置ル淀の太郎ヶ埼ニハ松永主殿介柏稲妻の押にハ松永弾正守之其外西国上山崎下山崎の出口にきれくに押を置れける爾松千代の三淵弾正を近卿地侍に仰付られく不日謀略すへきに御下知を下されける三淵伊賀入道も関て相々謀略成すへき処但叶へしとも覚へ只早く去て河内と一味をんとて嫡子弾正忠を行具して河内に下りて覚と一党ゟしうりきり城代何も沙汰なく昼夜城を守られける兼て敵寄ると於ては桐國の根城立て安くに後詰をすへきよし各兼て定られける

花乃宴事 付 色紙短冊之事

一 諸方の要害堅固なるに依て京内将も無為にたすかりけり

一かくて明る二月上旬の比より桐壺例ならぬを給ひて五日
打臥せ給ふ御気色弱りて見えさせ給へて御前方驚かせ
給ひて頗る醫師を召されける則典薬寮参りて御脈を
とらへ御薬をまゐらす桐壺にて一旬斗すきて御快
気ましくける北の御方慶寿院殿を始参りて上下の悦
限りなし醫師被申けるハ向後以御心を尽させ給へかし次
気虚の証と見えさせ給ふ御気色をつゝませ給ふ故ハ再発
急さらし被申けるが実なる事もありけん去年仲秋の比より
御たに思召しまさりけるや和漢の書を精しく御覧渉猟
し文當春も國史記なとを御入魂ありしまはりけん去法園
札遣されて方より静謐の御下知と許へ奉り誠にも
内乃御手遣被ぬ毛ね御心とくつろかせ給ふ故にやありけるとて

それよりハやゝの所作とも被遊し給ひさりけるとかくして
過きまはりて上旬の比は菓侍養採のひらきまゐらす露と
あらせらる唐の觚（カメ）にいけ御前にかけらるゝ桐園御覧して
興（ええ）せ給ひ時まかりぬるに折ふし梅花の花ハいつ
かと宣へハ二三日中ニ盛りの由申さるゝとあつて花の宴を催
すへし周完ありけを仰られまゐらせて何往の為とかせて御書
封を傳し給りまゐらす於是進士春作寺へ書を添えれて封事に
てくの御方へ参りまゐらせ西三条殿遣遥院右大将
父子西園寺殿持明院殿萬里小路殿中院殿阿野殿
はくゝを先として以上九人と申し上た西山きの為とて
て先例にせまりて又は書封を出し給り別に為字没らるて
色紙三十六枚絵やう龍形雅舞三十枚此ハ小色紙

こり蒔絵かつてなへし明後日の御用意まいらすく
ものゝめしのつきせぬへくれつきの御わかたく
よろしく

こゝろある　　　かゝむきの　つゆ
みゆるかたの
ちら

右事たゝきさのかまとて右卿とけきくしきると一枚出候つ
其節世の中ハ方ニ御字ゝ扇子河
これらの測きあつてせまる
毛を恐れきこへハして日向の義奥へて進らしきれて
下され進しめてよろこひまいらする

許訟寺之事

一萬寿寺破損につきて両寺まて訴訟申され或時慶首座
より民部少輔方へ申さるゝ趣ハ修理の事申されけれと上杉
なりたる年の御あたゝかくらいゆきりて毛利家ゝ大友ゝ以外
両家の間へ可為候との御事にて間近日寺家可有と也
申されける首座除御祭御執成も候由申されて返答し
給ひける

一太秦領分横田の事ニ付て備前守日向守方へ訴訟申
されける使僧を以て申されてこれ返事ニ
就一儀被度訴訟雖有之相者一分トシテ難乳明ら
御之を老中ニは委細申聞候つハ以後り讃ミて加官
こくし上着仕候段　御前無十般候年透て
付て實名可為乳之申被申ゝ条不被得ては忘

恐々

十月二日　　義興

本秦　桃川信濃殿

一 四月下旬よりふりつゞき夜昼わかず降つゞきしかは
久瀬川水かさまさりて人の通ひもかなはさる程なりけれは百
姓等難儀に川除の普請とりかゝる様に候て早々京都へ沙汰
訴に入る

熊谷か此中に霖雨に依て久瀬川移変溢水
とる田畠荒廃に候により百姓中川除之事難儀に訴訟申し
同前に付候大かた支足に候て為御意得中進之候
恐惶謹言

三好日向守　義興

五月十三日

上野民部少輔殿

進上　秦作寺殿

官領上使之事　此使別当として依京留

依洛中訴訟方行徳世更

一 諸国兵乱分國に新関を立往還の旅人をとゞめ候へは
都鄙の商人ともの通路途絶ぬるにより京方の土商
家職としむかしせり遂日粮つきはてゝ家財をたくはへる
者は僅の物にて質に入る者あれは
り給ふ遂電しける者多かりけりかくなりゆける様に候

右方役地子役曽テ進すへきもあらざれバ催促をなしといへど
右方借物ニ拂底しかれバ無為方（ナクテ）ニ上下京一同ニ検断所へ
訴状を奉ル
近年富有之諸商賣一向ニ不如意ニ付而甚迷惑仕候
去年ヨリ經ルトいへども猶以粮尽已ニ飢渇ニ及申候處
御公儀様役勤ルニあらざれバ此度之儀ニ御存知之間被加
御慈悲ニ徳政被成ニ　御赦免被下候ハヾ難有可奉
存候
此由言上ス則老中被見ありて被達　上聞ければ　右方
委く御覧有りて奉行を召て被仰けるハ土家の
人民近年家業の利を失飢渇ニ及ぶ由尤不便なり
夫士農工商ハ昼夜心骨をくるしみて業を勤上ハ又下
の教にしたがハん事を司る政ニ安全を守る所當世
衰乱をなせる政なれバ又たとへバ如しそれに付て徳政を望
者元来米錢ニ富ある者ハ利倍の為ニ借物をなし取續
の族ハたとへ人を欺室を悪くとあるとも云尾飢渇ニ及ぶ
の者ハあやし富ある者ハ百人ニ一人二人なかれバ然れども小をころ
して大をまもるハ是誠にもよき政の行ひしとある
中常徳院法住院の例ニ倣ひて急ぎ徳政を行ひ貧者
とらからげよと被仰付けれバ人々集りて評議所ニ
て案文を書れける新規ニあらねバ右方右之通のとゞし

徳政　　　　　條々

一　借錢　借米之事

一　於武具之類之事

右四ヶ條

一諸布之類　十二ヶ月

一佛具調度之内家器之類ハ　十二ヶ月

一家質継合沽券ニ仕候文面言有之銀加利息可為備残
同前事

右五ヶ條以来銀之十分一ヲ白臺ニ取可申候若違犯
之族ありにおいてハ曲事たるへきもの也被仰出候仍下知如件

天文九年
三月日
光俊
貞長
長高
在判

古往之質物を入る事ハ九夏の早魃ニ大雨をめくむ思を
なして大かた夜半にも質屋の内へ人の出入ハ繰（ツビヌ、）

かゝる処に洛中洛外に徘徊しける一業所感のあふれ者とも
よき事と思ひて五人十人宛押込質物を申とせて賊寇
となりひ悪行をなして狼藉住いたし質屋方迷
惑しけるを訴訟諸方より聞ゆひて高札を建ら
れける

今度被免除徳政之処ニ在々所々ニ令居住牢輩
等質屋方へ押込ヲ仕資財ヲ奪取之由其聞ニ候向後
於近辺之輩兼而致手合即時ニ出合随分相働可申
候生捕ニヲイテハ大功之義ニ候条侍ニヲイテハ何ニよらす
望ヲ叶へ平人ニ至テハ當座之褒美トシテ料足弐百文
可被遣候仍下知如件

年号月日

在判如右

右ハ高札除中ノ始末ニ而石州ニ立流

安門左近将監菩提寺与市内藤主馬介殺ニ三好ノ事

悟流出仕人ニ安門左近入道菩提寺与市内藤主馬介以テ士ひ
きん三好義長ヲ害キ高政として一味すされとも某御ヲ斎藤し
罪ヲ夫余ヲ揚嬉ヲ尽げ要害ヲ如くして門竜ル義長安
くの事まかひ親類郎徒等ヲ皆許議して京都へ以飛節
らうじひ先ヲ成

熊奉窺以飛脚候実許安門左近入道菩提寺内藤
奉致 三ケ儀高政ト致一味要害悉ク事ヽ安斎藤ニ仕
籠城之支度飾会御座候近郷ヽ為懲其趣向ニ
時ニ可致誅罰ト奉存候此旨御座候ハヽ御上意
以テ早々以テ仕候条先手形ノ右奉伺候恐惶

八月六日　三好筑前守 義長

上野民部少輔殿

進士美作守殿

御用等之事

かくまそてのきんとさいとおされしまよりうちや
たくをむのあけよりおんをはしれはちかんとた
やきんのそはのおきもろくてよりのて
し　のおまけらへくく今の事くてから
わら　あもむきの為
くあれせしの
ら

まんこのゆかてもし七ツゆらうりんのじくらのへ
ちよんのふ松花かさのもは竹中黒あくあくし
いきてみるのしもちんきちひしやうのへよ
まし

卯月吉日

こふや　そうゑもん

小侍従の御局衆

一御めしまされゆうそりきぬ
　ゑまれ松と　三本て

一御うしきぬ
　ちんのまくし　二疋

御同にけしようゆうけそうちりぬさらこくころんの
きはあの京ちうひにゆきうくらち手ちんかか
されトさるへく下
いりまる

こふや　そうゑもん

あしむきの御局衆

一御小袖　一ツ
　たりてゑしあやあかきてまうちもんうちぬ

一御白小袖　一ツ
　みなる山乃ち出して
　たりてうしあし山はしむきの上京まて

一御白小袖　一ツ
　むいか山様へまいりあるよふり給んみ又られ

もし来三日罷出候て御めもし候へく
候かしく　小将殿
こよりや
きよもんよりの

一中納言殿の御節ニ拾五疋進献御使者参上ニ付
し下向の御使者ハ二條殿よりめんいゝまかせて一疋ニ付
壱貫文ツゝ右の御進物致候ても一條まて取
御節として罷貫文ツゝ下され定に候事ニ御座候て
ゐ候事

一同御方より内裏の切米拾弐石御備下され候
残る此内壱石米ニ付て八貫文ニてある下

し申候由申入しまいらせ候所にて候へと
十二月二日　林甚五郎
野村忠右衛門殿
依田彦三郎殿
飯尾五左衛門殿

大内義隆九州進發之事　（天文十年八月比ゟ）

一筑前の國人等非命をも不恐民命をもかへりみす私欲の
あまつさへ業を業とし萬民を悩乱せしむ又郷黨儀有て
首とも猷せし敵意ともおもひ忘れて兵革を起し国土を
動乱せしむるの条天罰のかるゝ所詮不被加征四討ニ有人
かゝる処費し給へハ防州の武将へ宣旨をそ被下けれ義晴

去則九氏誅罰し御教書を大内多々良義隆へ下し給りける
義隆勅命を帯し従兵三萬の軍勢を率して筑紫へ発
向し筑前國博多の湊に諸勢を押上らせ秋月居城を押寄
稲麻のことくに圍て息をもつかせす責給ふ城方も家と
せんかたなく防戦といへともたまるへき様あらされは甲をぬき降
人となり所々人質を出しけれはそれより高祖原田か城へよせて
責かゝりけるも是も降人と成て軍門に參れ是を始として
筑後肥後九氏の輩悉ク降参しけれは義隆ゆるして人質
をとり国の政法正しくして防長に帰陣して休息し給ひける
かくて上洛有しに公方へ参り給ひ九氏の是非委細に申
上給へは相國御感浅からす今度の忠賞として太宰大貳師に
任せられ防長豊筑四ケ國の安堵を給りその上中國筑紫の

天文十一年

成敗を一通り下されて義隆時に至て家の面目有難き勅
定とて悦勇て御前を立給ひけるかかる所に義隆に北方も
いまたましまささりしまて持明院一見軒の姫君十五になりしを給
ひけるを迎へ給ひ御婚申して帰国し給ひける（此頃ニ義隆全盛の事とも 諸書ニ在之候故不記）

松永主水正泉氏へ夜討之事

中國より武者修行に出ける山内源ゐ衛と云人東國方へ心
さしてありきける福岡に来て主なる所に聞及しかは押留て
業数し指南に請留すゑ年ニ事の術を手に談しけるに
或時山内あやしき旅人にやつれて泉氏へ并越備前か居城の
案内を承候に見んか目をそて回り相手の所を進めて都合四百
七十の人数を以て四月廿八日泉氏へ夜討に寄る四百の人数を
二手に分ち一手は松永主水正自ら一手は黒川孫右衛門へ城よりも二

町余を隔て松明ともさゝせずかくして源右衛門は七十余の人数
を思ひやるに引具して大手の門外を見られれば大手の番所に三十
計眠居たり源右衛門先是を熟見すれば夜風はげしく矢
さんたりければ番の者ども周章ふためく所を弓矢遠を放
て近くてはすゝみて先大刀を揃へんとしあらくもあり塗に遠ふ
術もなく中に引除て廿余人討殺けりかゝる所に城中にも
夜討の入て候ぞと程よりこそ有られ上を下へとかへしける備前
入道宗あらそて夜討の勢はいかほどあるぞと申されければ広田
勘兵衛大金に立て見るに僅に五六十には過ぎず向ふ人
数もなかりければ立返て入るにかゝつて打けまくて掛の一葉所
盛の奴原が番する者共武具を奪ひなぞとてあちこちん急討て出
一人で残さず討捕と下知せられて安井民部丞和田喜兵衛二百
余人を率て門をひらかせて出る源右衛門是を見て態と敵を
廣く誘引（ヲビキ）出さん方便なれば二町斗さりと引のくさまと競来る
山内は図に乗られて取て返し鎗を合相図の太鼓を打ければ
大手の搦手四百余人敵の後より引まはし入乱れ戦ふ城中の者
ともたゞ一せめにせめよとのゝしつて追〻して升形のはづく程に大
手に切て廻り悉く討死しければ城中には備前入道敵多勢
にて行（テダテ）のすへもなかりければ本丸に出て門を破れていつくにか
ならんで唯遠矢に射させて弓鉄炮を遠矢にかけるを待たりけれ
永もなくして向ふ敵のなかりければ勝閧三度揚て帰陣せられけり
討捕首数百五十三有安井和田が首をば別に志るしを付て
三好筑前守へ送りけれ味方にも手負死人六十三人とぞ書付
去る義長大なり感して有あらぬ高名無双の働と仮遊守宗初

へ注進仕りも御忠不可有御油断とそ申され候而かくして飛
脚を以　右方へ注進致され候之相当委細ニ申聞而御感状を
被下候

去ル四月九日泉州備前守居城へ夜討ニ寄百五十余之
首を上物奉行安井　和田両人へ被討取候を合戦高
名顕神妙ニ候進而可被行忠賞之条猶以被抽忠勤
候之可御感悦候者也

天文十一年
四月十二日　義晴公　御判
松永弾正とのへ

尼子下野守晴久へ藝氏責節鬼ニ而義隆与合戦之事

此一帳諸材之運送留ニ及也

御臺所入用之事

一千鯛　五十入
一千鳥賊　百入
一鰯鯢　戴桶　弐斗入

右之通申候可然御備有候而宮孫七郎御海上之
義ニ付而如斯訴訟申候　只今停船不申候何様ニ候
可申達候以上

十一月三日

加持与三兵衛

邑村忠右衛門殿

一當所葛屋酒　三石代として八木三石九斗済之申候
一馬大豆　弐石之代として七斗四升相済之申候
御家中之弁用未遂御解説之為臨時之便ニ可
申上候也
十一月九日　加持与三兵衛
岡村忠右衛門殿

御備用料足之合百貫文右
御下知候四中月分小者分ニ御被仰付被遣候也
御返弁之儀者来秋十七ヶ所之内ヲ以加三文子
利御蔵納之分ニ返弁可有之若御不物成相違
之有合此領以納不申候也仍状如件
天文十二年　十二月三日
加持権助　久盛
堀田若狭守　宗兼
備屋町　小浜屋
堺大小路　柳屋
同　流屋
堺日口町　菱原宗二郎

御備用料足之百貫文右
今般御内分御備用ニ被成候来秋以十七ヶ所之内
加三文子利息御返弁可有候銀被行御段候
依此旅備銭ニ為相違御返弁可有之候如件
天文十二年　十二月八日
備村市右衛門
長吉

小松日向守
長近

堺大小路天満屋
宗清
日野屋
五右衛門
参

肴物之覚

一 雉子　三番

一 塩鯛大鯛　弐拾枚

一 鱈　弐桶

一 塩　六十俵

右積上せ申候、御請取可被成候、将又去ル廿日之御状
慈与申に去年十二月三日御状之表二ッ下之趣に請取申候
重而之便に代物やせ可申候、以上

十二月十二日　小松孫右衛門

岡村忠右衛門殿

山崎善四郎主殿介夜討之事

一 狗稲葉の城主奥田甚介殿内に相永主殿介討て大治の要害をとらんやとしひく常に思ひを置て便宜をうかゝひ窺けるか或時主殿介用ありて京都に暫く滞留してありしよし告知をうけ家老の山崎善四郎狗沢権之丞五百余人数を先として七月廿九日の夜に入て主殿介の館へ押寄鬨を作り揚ん城中よあまりや敵の寄せ候とも上を下へと返し窺つけれとも家老の海野原新兵衛をれくとも下知して先何者なるそ問んとて表の橋を警固し今宵の夜討ハ誰

人々を催さん兼ねんとさうれて大勢の中より武者一騎すゝみ
出て大音声をあげていひけるハ某ハ信濃稲葉の城主より主殿
殿討ありし山浦善助が居宅を向られてん力ん奈はらんとてか中
出られ海野原党と同て物ハ奥田甚次の徒者ともまや臨命
ともなる不思議武命なりとてそうらの仁義無道の奴原當城に身
寄ともあ奇怪なれも陣川ありてあつ侍まめり親筋のならに大
かりまさとおつつひよりいきひとつとつと射られてさめら頭より
顔へかけてかけらし包しらう大の法師の眉間を當中せあてひしと
立竄千なれそあへそひて書ミへとつと倒まありもとおそ
指取く射られたるこのたとこれとそれたるとぬらる刀に
伊藤小将須あらりの小方を打とあらて首の場とて埋させる
口甲の間埋草辺に熊手をうち掛くのありかれて大熊民部黒
毛とられてあつや敵の城中へ乗込て防ぐや者なし十方へ走まわり
去ト知られて大籠旧井か同心の者共三十余人鑓先をならへ一
同につゞいてかゝる乘越者共に助る者ハあらり寄り大手櫓に
の者共も守りを出し鑓を提る城中よりハ鉄炮を弓の雨の降
うへかけるかゝりてそは城破られへくお目ある処に城下に敵洗く
さうらん在家の者とも打寄く申るハ此程佐藤の田舎を
寵かく狛稲葉の者とて此行ましおりくより城中にかひ
くしきくのすくるしく寄まハ猛勢し行かく此城破めべし今
や後悔しても四方なるおりても不叶とて死生存すの
若者とも三百余人集めかり異見之腹巻をもあかぞ素肌に
ら鉄炮弓長かよろき鋤鍬鎌ありとる合わせと提く我先に
と馳寄く青田の陰より鉄炮を散々に射けまれ山路

甚しとも見えざりければ在地の奴原が一揆にこそあれ見くびれとお
らん素肌にて手痛く一あて當て見よ宣て頓ハ出まじと
下知せられて二百余人城を指て一面に打てかゝる日代小濱十左
衛門只一人十文字を杖につきて寄手を待て鉄炮に戦
べしとて早く引しけれども下知せられけれバ村々ゆると引かゝりけれ
そこそことは云ながら二町許追掛て引ける日代是をみて ずるさ
ず討のこしたりけれ又引返しける鉄炮を打かけゝる取て返せバ
逃行引ども見て三四十人かやましまれバ寄手あまりて見るか
刈に城中より海老原見て城中の者共打出て在地の人等
散々と成りてみだれて討捕る者八十余人切て玉山
崎ヶ城を守て取籠るまでなりけるにあらへきふべき所
時は大将軍なく我先にとて落行る事甚しく追結て五十

七人討捕たりけり猶寄手も引退て大手破れぬるよしいふ
に責るによって甲冑おとしと責具足を捨てさ落ちかゝりて豐
日夜討の術才と手段へ注進しられて大きに驚き上関
に達す相国寺関長老を城下の者共救はずんバ城を
破ん事難かしとて下され相當の長老仕立て使者
されける急く京都を立て白乃面の刻に下着し先
在家の人質を許して今度の僧無双の心ざしなるや
御感不斜當年の御年貢として諸役免除なさるゝとの
儀被仰出所に於ても一度可被行勧賞とぞ申されけ
るくに悉くて雑賀皆退散ありけるまゝにて
城の普請をし塀を高くげ要害を堅くせられたり

室町殿日記巻第一終

室町殿日記巻第二

若君武田殿より御使者之事

一公方様へ御使札之次手に上野方へ御用被仰付御返事
家隆卿和哥集草紙之たのミ申候処早々被仰下
候委細承届候将又公方様一両日御用之義御座
候而 将政様へ被成御座候 御還御被成候も御
使者之通草軒庵 御披露不申候此よし宜奉
作御傳聞候而可得恐々

二月六日　　上野中務

小笠兵部丞殿

勢州より御使者之事

一伊勢國司より御使者ニ而御進上あり候前駆走被
仰付候御進上ものハ三寸七分の大蛤五十六生鮑十被上御
使者ハ下沢監物羽織被下候以上

三月九日

訴訟人之事

一嵯峨より地下の年寄共為訴訟三好日向守義興方に罷
参り申入されとも有縁因之家老人以使札被申あれ
熊致候上ハ此中嵯峨より訴訟人罷上り相待申
候ニよつて昨日有縁同申処ニ理ヲ以論し此由御論
餅猶々及深断之難儀仕候己ニ廣ク成候而國中ニ
捨何卒下知被下候様ニと被申候如何様明日是見ニ
致伺候御老中迄可申上之由申候之間為案内如
此候恐惶謹言

卯月三日

三好日向守
義興

上野民部少輔殿
進士美作守殿

細川典厩之要害江寄る事

一四月廿六日戌ノ刻ばかりに和泉の四手并有富両旗にて武手
六百の備をなし今里より手ノ原ニ出張し物見の足軽を廣く
出ス城中も足軽を出しきとあひ戦ひけるか羽生白赤羽ニ三百
計大手の門ニ押寄鬨をあけて攀る矢金のよりち鉄炮を
透るもなく打立けれとも手負三十人計出来けれとすこしも

てみしかる所に有富か籏本より刀根三之丞か黒毛の馬にのり
て馬任せかり唯一騎かけ出してやかて人数を引れけりかくて
も夜の戌の刻計に両将陣を引きはり此由筑前守へ注進
すられ則京都へ御飛脚申上られけり

義長稠状之事

得幸便下之申候其元如何御座候哉如何無心元
候処先日御誂之馬具大綱鍬象眼之鐙三掛并
具足羽織等調下申候何も念ヶ入させ申候御請取可
有之候猶期重便之時候恐惶謹言

六月三日　　猶村市左衛門　判

三好筑前守殿

丹後高辛都波姿之事

一三好日向守長逸の命日毎に僧を請しけるか或時義興の僧
の出家を何とも思ひ見んとて問かれし處僧を丹後高辛都波姿
の生にてこのあたりにありけれは義興聞給ひて扨は又関東
申事にて候へとも終に高辛都波姿とか関縁を承関東へ
残る在名に候者哉本の出にても候年去りしあれ
ん乗り候けんと思へとも備関させけれは鎌倉西明寺入道
殿下さまの事とも直に聞しめさん為六十余州を忍び一人にて廻
りと打まはれ候か未世乃形見んとて名々国々を修行あると一々
究進之し給ひ扨まても國々をあまねく廻り其所の政役
と免除し給ひけるとも國霸を絶みて庶人の犯違により
て諸家乃辛都波姿退散持とて見てくり然るとも丹後ハ是比

の代侍ものゝ誉事もなく右方殿ほろされけるゆへ無心慈今
に相勤しまゐらせて義貞ハ関縁ひいて内ハ鎌倉両御所
殿御達立よて又えらぬ識に有難き御心まよひ君忝かたじり
のさわハ未乃世まて有へしとも覚しびしそ感せられきる

高政か飛脚を捕ヘル事

一　三好筑前守家中に何政右学分とまへ鴨川逍遥して小侍
七八人具して大河へむかひりに河の方を大ノ男の躰思ひわり
かくしの頭巾とかぶりて飛脚と見えて急しく行よ大字家
言をとみくあやしくおもひゆきつかる者かわず近つけて捕へからそ
思ひ人は去かれて二町ほと内まて右へ入ら所ぞかさする刀
よつきし文箱を取くみれて何ちをみてぬ紙字也志冬を
引破りて見られし芥河右近将監殿　高政しおりされし

さてこそとて先飛脚をからめて中務へひかせ状を義長に披
見しけるに

去ル六日暮方ニ其元各今度ノ要害ニ取掛られ太手
ニ要害郎等首共三物頭巴村某ヲ被討捕候
御手柄不浅候拙者も近日出陣仕候而尾張佗彼
要害ヲ乗捕可申覚悟ニ候目限相究候ハヽ一左右て
申進候猶後喜之時候乞存候

七月十七日　形部少輔　高政

芥川右近将監殿

とぞ書たりける内は飛脚を携問せられて我等ハ下扁にて
あくまての義委細をいはせて有けるさ下ミ伺に御居仕ハ

飯寺と今里とて無利貴に致らんとも風雲仕用意様々に
とれ申候ゆゑさしも先け者とハ善者ときなる様可何事ありと
て入とられきれ

武田信虎訂信之事

天文七年五月
武田晴信遂ニ
其父信虎ヲ一
トまし
ニヨレハ此段ハ
天文十年余ノ
事カ

甲州武田信虎ハ嫡子晴信に本國を追出され今川義元ハ聟
扶持せられてありけるか五方様へ跡をまされけれハ其
長男晴信に過きたし此領國を追出され今川にてかくまれ
し息災子の儀を破り五逆の者にて御意を以て
晴信を宥られ帰国仕り候様にと再三跡にまされけれハ五方
誠に不便に思召し上野中務に仰付られて松原行
平を使者に下し給ひけるか晴信対面なく御意の使
者をも蔑にされまゝハ帰りをして親を追放仕て事且
ハ三綱の掟を背き且ハ天帝三宝のとかめを恐れさるに似
し悪逆無道の者と各宣まんと文職に和かぬ義さ宣
ふし　それも父信虎國の仕置暗くして町人百姓
等に至ても小罪大罪を糺明致さす小科の者をも或
ハ禁罪死刑に行ひ大罪の者なりとも因縁員負の沙汰に
てゆるされ下々の族に無例の課役をかけ禁をもてこれ
のこらす代第一諸本中のまくる一戦の勲功の浅深分明ならて代
忠賞ハ軽重をもてしありても遺恨にはなて軍に利を失ふ
物なまにあたふも士卒の気にすまぬ所や其者共とにあらは
よるまにとさらひく事此苦をいきましむまくる信とく信虎へ
異見を加へ備の如くに勤るに無服し家老共に勝に於て其
と言ありしるへき儀にも然とも天道ハすくろとを守りゆるある

とかくあるなしひまて梟早速関所用心仕りまゝ候て信虎謀合
の為に今川へ罷越させし其後にして夫より領国へよせ不申
梟と害すへき敵ならは親とて候ハすハいつて助ヶ候へき今を
命あれとあるまこそ候へ一度梟を殺されける親として如何今生
の對面ハ御免成され下され候にて被仰上るをも不承候さりすハ
名将義房と父母に愛もゐて骨肉の契いそて破り候へき
く謹而申されけるにて松原義なく驚き言語にたえに覚えて
居とを返しける二三日浅之禄に帰りて給へく侍京仕り候の
様をとりあえれて相国理りと云々市へて仰出されしもの

柳瀬か崎喧嘩之事

一　近来よりかくされ柳瀬か崎と云無法者江戸の城に来り
く情をかけ持て武家町まゐり弟子数多持て崇敬ゆ

ちうに十河一存の家中に壇口七郎兵衛と云侍兵法の名手なり
しか勝負にくし器用なりしかくしり崎秘事を傳へく其事に入魂
をりあて行き卯月下旬かまへて二人山里を見わけに出かけ
七社の神輿ハと法師武者ら船にかゝ紀余人となりいきも御
供弟を備え人後海に身を役入たをしけると貴殿立ここそて先を
見ろかはりりうる如に秀濃の山際入道遠山次芸誉と云人
若侍七八人見へして皆も汀の方にて見物しけるに壇口も押あ
ひそは論すの時に遠山女兄下をみて退く侍共の者う
なと下知しられて兼て七八人一同に掛りかゝりて其手に
取りかんとしつつ行く崎壇口援合て十四五間汀の方と
まさりて八人の若者を引連て七八人手痛くを負せて其一
人を當座に死スる崎も壇口も其時に二ヶ所宛負ふけり

けり遠山八人の者ともあり難き叶ひましとや思ひけん
群集の中へ紛入て行方なく失にけりかゝる程に若干の
見物八方へ迯行処半海老へ其族はよろこびを待て我の奉行
所の士人并武具をもちて二人の者ともを押留めて申けるは
両人の浄土両番頭に有之何事欤とて問ひける程に家人へ
落されとか花屋を頼て尽し同宿所へ遣り両奉行ちん
と云坊に閉て実も此分にて八国中へ帰りけりと云ひて細川
晴元の宿所三條猪熊にて有けれと先へ案内して遣りけた
ひえてしのもやって板戸に案て遣り居たりかくて陳謝を
加へられ三十日を経て両人病平愈し候て後術に本負
頼光をきゝて其筒を五十貫にて許容すべき由再度まで
云入られけれとも終にすてて翌年の五月に京都へて下りけり坊口も

天文廿年八月

拘め十貫の領主とそなりけるか

陶隆房逆心之事

毛利元就陶隆房を被罰事

右二十条諸書に委くされて不及記

芳く使札之事

一態以飛札令啓達候實久此節番島に御座候之間
可為御心候の事先日頼申候其元未出来申候於
急々を候る所時も気色を被成候間如何にて不可有油断候
恐惶謹言

九月四日　　細川典厩

上野民部大輔殿

大学寺殿御領分之山地郷引数多入込候而柴木下
草盗取候ニ依而横目ヲ申置候処ニ却而数多出伏
其上二人出兆半生之者共呉見相手伝不残捕へ
候而検断所へ引を可申候処所有御沙汰候也

九月十二日　横村市太郎
在判

一宮与三兵衛殿

此頃洛中洛外ニ押込ヲ仕盗賊ヲ盗取之由風聞
之有詮之晩ヨリ町々毎ヲ焼町中半夜番ニ堅番可
被仕候見付次第随分手留検断所へ連可罷出候
依様子御褒美可被下者也

十月五日　長高
貞親

上下京
町中

去二日十河一存要害江赤沢大和守内藤彦五郎
薬師寺与市玉巣太郎芥川与兵衛波毛五郎弐
千余之以人数二夜三日手痛降責申候城中粉骨
到防申ニ依而未致落城之処其地付以七百余人数即
時切崩首数一百六十余取申候外類無地以下挨申
候條近日幾備申付而出来之趣可致御披露候
恐々謹言

十月十二日　三好筑前守
義長

上野民部少輔殿

進士美作守殿

今度両城之鉄炮鍛冶番匠支分之役於方来於右もんより三好筑前守方可被相催候番請入用之難員被召得候由兼而用意可有之候也

十一月二日　進士美作守

上野民部少輔

山名又右衛門殿

小森黄左衛門殿

池尻三郎左衛門殿

（天文十五七月深義藤[illegible]元服十一歳同十二月御三征夷大将軍一家議同之）

室町殿日記巻第三

義輝公任征夷将軍事

一　東南西北近年弥みだれらしく弱ハ没落し小身ハ大身にならんとし大身ハ大敵に有無の雌雄をあらそふ折にいかで静（しづま）るあさき世中とも見えさりけれハ公方れんくも深淵にのぞみて薄氷を踏心ちし安き心もなかりしかば次第萬民に於てとや明暮修羅のちまたを阿斗にて喜声ハ世間に絶果にけりかくて天文十六年にうつりかハれハ帝王公卿僉議ありて義晴公の嫡男義輝公に征夷将軍の宣旨を下されけるを征夷相国天下の御家督と讓りしを近國遠境にかく思ふに御祝義の使者を献せらる先若州武田殿より五種の御肴樽を奉る　三好筑前守よりも右のごとく　甲州武田晴信より

来国光の御太刀一腰黒栗毛のふとくたくましきに金利出作の金貝摺の鞍置馬一疋進上有けり今川殿もおのおの毛利元就御太刀一腰御馬一疋唐紅武十竹　土佐一條殿　伊予の西園寺殿當根太田御太刀一腰御馬一疋何茂大方如此にして洛中洛外の制法改めさせ給ひ累年諸人裏佗をうるへ御令條有く共く充宥し給ひけれ御志の程を感し奉りて萬民悦奉りし

百姓等許給之事

一御領所の百姓中殺りて来進をとけしときれんぞく三好筑前守は秋急度皆殿不仕の準備従入けるに係りて百姓中驚きこそ色々詫とそけれ此かる事て請されけれ其後は百姓の事京都へ上り長高方とも書付をもちて言上したり

一累年出荒未進ヲ仕ル事有しの要害御普請し仰付御免被成又ハ未進は此事なく奉勤に係りて農桑麻綿御略に罷成十ケ年以前より三十一ケ年まての未済御免の事

一敵時分にて取掛植田ヲ二ケ毛作とより馬の飼具たまる仕様もの始の寄付寄るまても世中より積り無別に御免くも事

一殺手より来進此度も非ともに皆殿仕候様に申付候て西所帯ともに納仕もし可致遠電ヲ是免に御免の事

被成下　御宥免ゆえ来年夏麦まてに出荒成に皆殿仕候様に可被加　御慈悲候も難有可奉存候以上

天文十六年　十一月五日　百姓中

御奉行様

近年從當津外以之外痛申候ニ付テ三ケ条之定ヲ被出事

一利倍之為ニ米錢ヲ借遣利足四割五割ヲ取事餘リ高利ニ候間質物入候テハ二割質物なくハ三割ヲ借可申事

一利足下ル以前ハ本入レ候向後借米相出ス者於在之者方ヘ可申事

一町中振賣ノ商人ヘ座ノ者ヨリ色々儀ヲ着申押買又ハ悪口ナト仕事在之候テ喧嘩ヲ致動モスレハ撿断所ヘ罷出ル間向後商人ヲ何ニても無躰道ニ賣買ヲ可仕事

右三ケ条違備之背輩於在之者為過錢料足一貫文具ノ上高賞留ちを可申候被　仰出候依如件

天文十六年
十一月十二日
楢村　長高
服屋　貞親

備前ノ入道福湊の要害ヘ夜討之事

一十二月三日雪降りて外さむかりしに泉丸備前入道同石作豊後守萩原与三右衛門を侍大将とし方々の牢人ほとを組集め都合九百人の人数を率して福湊の城へ夜討せんとを大手の番の者九十余人へ討捕番所放火小屋ともを放火しかけ大手の門を押破りてをめきさけんで責入けり城中にハ二本弓とつよくかゝりてち法施とうきをもしらすを乃寄手押すゝめられ大手をさして引退當番有ける松永主水甲冑を帯して馬に鞍置せ上下弐百余人を率して打て出ル敵門より外へ引請後を合を入乱戦ふ処に駒所金太夫作興宮左衛門黄手を入替せんと率と手二手三に戦ひけるか其中に小櫻吉三郎ちかくして後脇を射られ備前入道か馬乃平頸を射られて前膝折てけれ入道馬より

落さるま抜たる人の刀投ケくち手の腕とうらうけて突掛ケたり痛手なれハ家僕まて不叶身徒四五人有て退きたり大将かゝらんハ諸勢も気を失ひて我先にと落行けり城中よりも是とゝく三町計進て四十余人討捕けるかゝて翌日夜討の様を委細に記て筑前方へ遣しぬれハ義長聞て宮路へ註進す公方聞食て聞て手水方へ御感状をも被下けるた行ま備前入道此病大事になりて六十日計を經て失けり是より頼仰る者とも方々へちりうせて播磨守世中危ク見えて何事も心にまかせぬを見てそ在ける

義輝公若君御誕生之事

一御嫡男出来させ給へて筑前守早速御悦の使者を上られける

若君様被成御誕生之由千秋万歳珍重奉存候仍為御祝儀御太刀一腰御馬一疋致進上候可然樣ニ可預御披露候恐々謹言

三月廿六日　義長

上野民部大輔殿

進士美作守殿

若君ハ武田殿より而御祝儀御産着并昆布塩肴鯛参樽被成進上候御使ハ片山主計助也

甲斐武田信玄より為御祝儀御太刀一腰御馬一疋被致進上候御使者小山田左俊也

藝州ハ毛利元就より御太刀一腰御馬一疋五種御肴樽被上候御使者杉原貞家也此外遠近より追々進上あげられけるや

保科夜討之事

赤山善太夫八百余の人数を以て保科村へ押寄中沢か館を攻ル
所に即時に出合一戦して追散し首四十三討捕て義長方
へ遣　筑前守返状に

去ル二日於保科被討捕首致到来殊早速被馳付京都へ
可致註進候也恐々
卯月三日　　　　義長
中沢六左衛門殿

天文十九年
義晴公御逝去之事

山陰相違之事卑面不奏候之不穿當究太之紀覧也

義輝公御領内一見之事

一 こたひまつりの月白成られし光陰早く移りて御中陰も過け
れば公方諸侯をはしめ寓ひまつる御供中務を始て諸方の哀害
も一見すへき也被仰出け候ハ畏て三好筑前守方へ以飛札付旨
被申越されし義輝して途中迄くるめの事所々へ被申付ぬる

公方様東山ヨリ当所被移御座候之条秘井文へ山名最上山城へ
令居陣候之間公儀御番之事堅被仰付候間表之御
沙汰不怠して重而寺中へ申可申候之間別而御
肝要候一ニ候恐々謹言
五月廿八日　　　　義長
善法寺
床下

右之文章にていはゆる下郷中之異中付られまつる御備の用

意ハ筑前守饗應深くし奉りかくて義輝公方との城ともを御
覧有て少充善備の事被作付けり中三日御逗留有て咄酒し
給ひけり

役舟之事

一御領所の諸奉行より役舟沙汰を仕候而急用難達候条急
度御下知加へられ候へきよし方々より申来ル付て所中へ以廻札
被下知ける

當所役舟五艘何時成共御用次第ニ島養表に可指上旨
被仰出候所油断仕ニ於テハ可被加御成敗旨候也仍状
如件

六月五日　　日向守

義興

西宮嶋村惣中

御書之御返事之事

一当方様より御内儀を義長方へ被仰下度之由御書を
被下候ける其返事

就此表之儀被成下　御内書候条畏而致頂戴候
仍而當国之逆徒等種々令調略候間近日可遂退治
様ニ奉頼　御披露候恐惶謹言

六月十八日　　義長

上野民部少輔殿

進士美作守殿

一根来法師与筑前守和睦之事

一筑前守方へ根来衆備衆を以て和睦すへきの旨再三ニ及
ふといへとも筑前守却て和睦ならすして今入魂に首尾調
諸せし義長安堵して今ハ早高政安見両敵なれハ近日ニ可
誅罰手段をめくらしける然る所ニ四手井在冨安見文をもて
人質を出すへき由申されけれハ終に停明かりしかハ如斯某人
高清甚六兵衛方へ以書状申遣しける

間に御取扱して人質をも度々被申越候へ共于今不
相究候但内證ニ存らる義も有之事ニ候哉如何無心元
候此節貴所別而馳走可為喜悦候何も井上善兵衛
口上ニ可申候恐々

七月三日　義長

高清甚六兵衛殿

永禄二年ヵ或ハ三年ヵ

一　従三好方松永弾正ニ狗猧衆の討手被仰付事

已ニ相国御逝去有しよりしてすれとも細川のとし諸国ニ浪し
かくれいくさ人へ慾心強盛の国人等奉軽公儀盗ニ猛威を振ひ
たまたま爰に蔑内の逆徒等世間乃機をうかゝひ弥三好の方
便に魂をとくろりて出へき相あたなりしかハ手始ニ狗猧衆の
城主奥田甚介諸牢人と加へ益悪ひく京都へよりて三好方を
窺奉り由聞へけれハ相国安かりの事ニ思召し頃ニ松永弾正に
奥田甚介誅罰の仰を下されしかハ久秀兼て巧合武士の人
数を率して二月廿六日の夜ニ入てひそかに城をとり巻国と
思いてそよせけれハ城乃中よりも大手搦手の矢倉より弓鉄炮を
透間なく打出けれハ寄手猪乃陽をほらと重て本
戸口まて押詰られて家老の山崎善四郎　岡部兵太夫　二百余

人々と門出て門ともしらす切て出る寄手の方に夫婦阿波守も武
百余人を前後に備て山崎は責戦所にして暫時責あひ
けるか松永謀下に浮橋を掛渡して若者悉く召人となりしかそ
搦手の角なる一手は海を堀を越築地を飛越中間の長屋に積
入て見たれは四方の防に出て人一人もなかりけりよつて竜へ火を
かけて築地を飛越かへりけり二月廿日余りの事なれは余寒も
はけしく風吹落て其地にうつりけるさ狼烟天を掠め四方八方より
焼上りけれは是に大に驚きて城の中に謀叛人有と思て建も
のはかの命あらん敵に逢て死なんとて三百余人一同に切先を揃へ
て切て出ル松永是を見て大将とこそ見えけれあまた打捕と下
知しけれ共是も真中に取籠て天の運をもつて手もちる奥田
ハよき敵甲人なき残る者人にあへる敵と引組て猶遠へてそ
失にけり山崎も長四郎も討死したりけれは其外の共とも城の中へ走
入て腹かき切て死するもあり炎の中へ飛入もあり痛手を負て
落行もあり思ひくに失にけりかくして一城片時の煙と成け
きて松永勝国三度揚て討取首数三百余十取て則御陣
たりけり翌日猶稲妻落城の様子委細に注進したりけれは義長
大に喜悦して直に京都へ申上ル三方関白殿の大敵を重々
誅罰せられしの段戦功誠に不浅賞不勝時をもつて此度の為
勧賞猶稲妻の領分被宛行一紙に具御書に加感状をも給ひ
ける松永喜悦の眉をひらき不絶時刻御礼に上りける

役舟之事

一 猶備人足并兵船以下百艘寄合段々右令難渋之由言
諸国浦々の注進も所詮如先年無沙汰之様に可被申付仍状如件

永禄三年三月十五日　長高

麻植因幡守殿

年貢催促之事

一 御領所々百姓等不出年貢、数度々催促を者方々へ外隠ニ入候、十七ヶ所之中百姓等数年年貢ヲ不済、寺内ニ令隠住之條、無為法不可然也、向後者寺内捕之可被出之者也、仍如件

三月十七日　義長（在判）

右近尉

寺内中

御用物延引之事

一 御臺所入用之荷物差上候ニ付、鳥飼舟亀角令遅々ニ付而、京都へ延引して、其れを荷奉行罷本勘七迷惑して、老中此旨と具ニ申され候、然料の難ハの行きりを段下代方へ以飛脚御急用之荷物差上候之処、鳥飼舟亀角ト遅々仕候、如何成子細候哉、甚不届之至、堅可被仕候、所詮向後遅々仕候ニおゐてハ、急度可被加成敗之旨被仰出候間、各其心得可仕候者也

十一月五日　長高

清水別府

今津惣中

堺中之酒屋より訴訟之事

一 堺南北より訴訟申ける八月節ハ諸所より諸酒数多到来仕候
て当所下直ニ賣候ニ付て酒屋方の妨ニ罷成迷惑仕ル間
向後南北へ入候諸酒被停止可然由申けれハ則両検断
より堺之奉行所へ以書状被申ける

此諸南北へ他所より諸酒持参仕る堺中之酒屋迷惑仕之
由訴訟申間如前々来堅令停止之由被仰出之間其旨
得其意座中へ可被相觸事肝要候也

七月六日　長秋

長方

加持権之介殿

寺領ニ付訴訟之事

一 光照院の寺領替地被渡之処ニ百性等彼是と請合候而
今更當不納何茂備實迷惑仕之由訴訟申けれハ義興ゟ細
有る義由重而仰られける

御寺領之事先々ハ三好筑前守折紙ニ被任之旨御
寺納不可有相違候以此義長ニ可申入候仍状如件

永禄三年　十二月廿一日　日向守　義興

光照院殿

御領分徳政之事

一 御領所十七ヶ所より徳政被成御赦免候様ニと并三所訴
申られけれハ其方諸役をゆるし萬松院殿御代の筆を以て被行徳

政のよし被仰出ける兼〻先年の文言を取出し板札ニ写さ
せけり

徳政

一 借銭借米之事
一 於武具者　二十四ヶ月
一 絹布類者　十二ヶ月
一 佛具絵讃物器之類ハ　十二ヶ月
一 家質之事雖令沽券顕状在之と云共加判無之ニ於テハ可為借
銭准

右之五ヶ條以本銀之十分一自前ニ取可申候之旨被仰出者也
仍而下知如件

永禄三年

三月　日

三角左衛門尉　在判

室町殿日記巻第三終

実休討死ハ泉州久米田ニ而諸説ニ有之 [illegible]

室町殿日記巻第四

三好実休討死之事

去程に高政為計略常に飯守城下へ横目を入置便宜ヲ窺ける処に或時忍者ありて申けるハ昨日午ノ刻計に飯守ノ城より雑兵ハ三百計松永主水か要害乃普請合力として罷越候由と告ル高政是を聞て日来の折からを幸なりとて人数を遣し一戦の中に勝負をいたせよとて家老共を差遣さる神保相模守五百騎口志摩守五百赤沢大和守内藤彦四郎三百玉巣太郎三百都合弐千八百の人数を卒して四月廿六日の夜半計に飯守の城へ押寄三方より掛け閧をとつと揚ル矢倉に有合者共是を見て急キ実休に参り申けるハ続松の隙より見申候へハ高政か手先陳に歩み来りしと申実休聞給ひてこびんとうかく押張

寶玲文庫

らぬ透間にこそハ押寄つゝ防（フセガ）んに勢なし誠に五更ノ油かつひ
て闇夜の雨に向ふとハ是なるへしよりしく弓鉄炮備まへたる
をよ夫〻権つよくして小勢なりとも切て出るやうに討死せず
とするやとふもあらず四（ヨニ）間の中へ掛りと入て切りとあひ火
綴の冑（ヨロイ）に緋縅甲の鎧をしめ重代の太刀長刀かゝけて
打て出ける城にハ雑兵僅に弐百人にハ過ず
けり在田兵衛太夫ハ大手に向て弓鉄炮下にてうちをける
搦手ハ茨木善太夫汀水に成て防（ギ）けるされとも寄手
多勢なれハ大手の門を打やぶりて二の丸へ乱入實躰
もとより思ひはまりて日比頼切たる者共五十余人
左右にて極勢の中へ切て入敵手十文字に打破りけ
通り掛出て見れハ敵味方の死人ハさんを乱せしめる也

相模守是を見て荒手三百人入かへて敵に息をつがせず
あまりすかな者共とて下知しける元来實体今を限りの軍なれ
まさに女もたゝかはず敵をえらばず五十余人共に命をかろん
じ義を重んじける士なれハ戦場に尸をさらさん事を本意
として何れも名ある敵と打くみて實体と同じ枕に討死しけり
かゝる所に前一の不思儀ありける腹巻に小手さしたる大ノ男の陣中
へきたり来て申けるハ急ぎ人数を引取申され候へ大手の
用こそ出来候はんずれとの給ひまはり候とて呼はりて
跡なく失にける其ともを見て我先にと門より出けり又備
前守か中嶋の要害へ夜半討に何者ともなく来りて門をあけ
けるに和て飯守の城唯今討詰なり片時も早く後詰候へ
されけれハ早捨て跡より失にけり義長是を見て大に驚（ヲドロキ）

あわくおもひてそこくたまらし河東へ人数を廻りける
術なく放火の事なれともかつくと明けゝるをかくして飯盛寺衙
飯守ニ押付られて早軍散しけり討洩されたる者共出て
實体を始て悉く討死候しかとも義長調略となりしてあまた
帰りき仕合哉とあきれ果てしたれけるか終に仕外なるをふる城
と数火をさせしかこそ不思儀なれ内外を成て岩成監物之人
数五百計しるへく飯守に詰る盛我身ハ中将人を入られける
後京都へ以飛脚申上ル状ニ云ク
去ル廿八日夜半ニ高政家老臣安見山中遠江守内藤
彦五郎玉巣太郎某等ヲ宗として三千計ニテ飯守
要害ヲ攻破リ早實体ヲ始ヲ家中ノ数輩不残討
死仕候然ニ某近日ニ高政へ押寄實体ノ弔合戦仕ル

可数無念ニ存被存候間人数千四五百早々被下候様ニ奉
仰御披露候恐惶謹言
卯月廿九日　義長
上野民部少輔殿
進士美作守殿

備後之事

一　上京今出河ニ大泉坊と云客僧伊勢講中ノ掛銭方々より
借用之何へも返弁せす検断所へ前ニ右申ニ付て裏書を出し
伊勢講之代物借主未弁濟於徳政令難叶太不可
然所詮如先例不可有改動之上ハ自然可加催促候也

除得其意可有存知也仍如件

十一月廿九日　貞親
長高

上京今出川
大泉坊太夫史度存不へ

寺領等之事

一亘竹轉領六角
多田屋敷竜光院領
高倉龍雲寺
四條烏丸真源寺領
御公儀より出入有之付く寺領之押妨ありき仍依く百姓
方へ検断所より為案内乃被遣ける
當年亘竹轉領　龍雲寺　龍光院　真源寺
右四ケ寺御公儀より出入之義有之付く先當年ハ寺領
と被成御捕候之条年貢所納不可仕候若猶地下納者可為二重
候ものへ

十二月二日　長高
貞親

所々百姓中

佐此甚四郎之事

一城州之内御領分之商下代佐此甚四郎数年被召仕候処
當年之付依怙贔屓仕候事多き隠依之下代ヲ召上候処
甚四郎御所へ訴申候而達而御所様より而ら猶村暇屋
より書状被遣候
當所之下代佐此甚四郎被召取御沙汰被仕候而是を
度々越度依有之下代ヲ被上候能々此方ニ数日詮議被

申候處ニ老中一切許容無之候長慶御折紙之上者當
寺事ハ修理御下知可有之候哉餘許容被申ニ付
一書如此候也恐惶謹言

十二月六日　長高

貞親

麻植周備守殿

太秦百性借銭之事

一細川晴元の被官東圓坊ノ料足五十貫文太秦百性中へ預ケ置れ
之処ニ何茂無沙汰候仕猶村服屋方へ被申入れ候へ共折紙を
被出けり

東圓坊預置之料足之百性中一圓ニ其沙汰不仕之由如何成
子細ニ候哉任東圓請文之旨料足并本利之諸色一圓ニ可被
相渡候被請取候上者年貢諸事等東圓より向後可
為相拘候者也

方々許諾之事

一梅津正法院之祠堂銭三拾貫文久世村中へ被借申処ニ三年
之間利平曽平ツ不付候ニ付而服屋方へ訴被申けれハ折紙
裏書を被出ける

就梅津正法院之祠堂銭之儀以中間催促無之処ニ不能
承引剰追立之由事於實ハ言語道断之次第也所詮祠
堂銭之事遂算用皆済可被致若延引之族ニ於テハ曲事ニ
可申付候者也

八月廿六日

貞親
長高

久世惣中

就東福寺行者常能田地清布之儀去年東京之御返
答明奉行相尋候處従より八不存候之被申候如何之候哉
惣而五畝之儀者昔より上裁之例不存候此方無案内
之故候哉無心元候重遂對決異墨法ニ相窮可申候
御兆路書候也

八月十三日　義興

上野民部少輔殿

進士美作守殿

魚振賣之事

一京都座之魚屋振賣之為ニ場へ打出町中振あるく
処ニ南北之魚屋注文之人々之検断所へ上られ八則荷物を打
上ル者を被禁（えらへ　イセヒヌ）京都之魚賣集り訴訟申され八頼ム状を
出され候

洛中ノ魚ノ振賣之仕事先年より座ノ人々賣来候ニ付ル
南北之者も振賣ヘシ致候処と理不盡ニ荷物ヲ被押取上
被押置事甚不可然不住早く以盜賊可令申也不可有
違乱之條候也如件

八月十九日　貞親

長高

森田彦左衛門殿

小備孫三郎へ貞親状ヲ以遣事

一松永主殿助親知行之事、岩田方下地宗清より兎角之望ニ付子細有之間、明日早々可有参城候也

九月二日　長高

貞親

小備孫三郎殿

丹氏波多野事

一丹氏住人波多野宗勝訴訟有之、松井京兆ニ相談候て以人とも終ニ乱明これなき事候て無力在国ス、家老を上せて日向守義興が許ニなりて具ニ訴訟を申すれを日向守許容して義許奉行之方へ以書状開之

丹氏波多野自累年在京をしたれとも捉と不被遂乱明、然処ニ旗出し候ニ付、本国より家老安宅房左衛門ヲ差上を候ゆへハ大方申候意趣、宗勝条儀安治座候、重而ハ其御心得可然候、為其以書状申入候、恐惶謹言

十月十三日　義興

内藤備前守殿

永禄二年
十月

一又備前之入道相果しかし伊勢守力を落して人質を出し種々和睦をもちきりて候へく義長も果て成けり、娘を人質ニ出して無事にしけると然処ニ和氏し四手井有富親語成しるえ母一人

に数多の親類を持し事不可然と今遺恨に依て後悔す
可詮人質を捨る上ハ命有ても何かせん松永主殿が依頼に
有て聞かしも大坂へ押寄有無の一戦を遂て本懐を遂させ
やと思切て相伴の郎従不残門出都合弐千五百の着到
にて十二月十二日主殿が要害へ押寄ル主殿今宵をかきりて多
勢と見れとも思ひ切て籠る松永弾正かもとへ告知らせけ
れは久秀郎従一千三百の人数を以て馳付散々に責戦
城中よりも主殿か勢五百余人打て出敵を中にとりこめて戦ふ
に伊勢守兼てよりも切たる事も進退途を失ひ先陣
後陣へ入乱し馬へ乗せられて甚具足にあてられ難去手負
死する事数をとらしれハ伊勢守今ハこれまでの所とて腹切て
小坂斎邑武藤斎橘とあけて討る松永が手へ三百余
人一文字に切て入弾正もともに大将をあますなと討備を
に乗廻し下知せられて梅邑大蔵高田常念究竟の者共数
余人ともに並て死を一時に争ひ各か組て首を取もあり
ころしも又突伏切伏武藤か道をそへとらしける伊勢守
を始として郎等方の兵とも悉く討死せり残る者ハ大将討
死しぬれは斎田のふけへ走入て我先にと崩りかゝて落
る所を辰の半に初りて午の刻に破れたりかくて討捕首
数三百四十余と記（ヒルヒ）寄方にて手負死人二百三十余人也
委細に書付て長慶が方へ遣りけれは義長大に悦喜して
偉なる高名とふかに及ひ向後家民衆の法明となるへ
誠に稀なる作法京都へ披露有へしと甚切に返事せら
れけり則方々へ以書札申出されて義輝公御感悦

語らひけるに松永か方へ御感状とて被下ける
去十二日泉州より出勢ニ而要害江多勢取掛けしかとも
其方為後詰馳向ひ伊勢守并諸卒先を争ひ粉骨数討
捕之候毎度名誉トハ乍申無双之高名不及是非候弥
付可被忠賞候也
永禄三年　十月十五日　義輝御判
松永弾正少弼とのへ

一長慶京都へ伊勢守か人質奉公状ニ曰
泉州伊勢守か人質之事ハ御様し成敗申付候間
可然様ニ御成敗可被下頼入候由申候て

十月廿四日　義長
上野民部少輔殿
進士美作守殿

高野山僧坊訴訟之事

永禄四年
一高野山大塔并奥院諸堂破損の為に諸国勧進せられ
ける々国々所々の関所無滞通候御一札可被下由訴訟申
されけれは頓而猶村服屋両人に被仰付り裏て関役
免状とそ出されけれ
高野山聖衆諸伽藍修理諸国令勧進候往
還之事従右も諸国并渡等甚旅無之上者於
子細者可有之候若違背之輩於有之者可被加御

成敗之由被仰出候也仍免状如件

永禄四年　三月朔日

猪狩右近将監
長高
脇屋惣左衛門尉
貞親

諸関所中

三渕伊賀入道か事

一松ヶ崎の住人三渕弾正同親伊賀入道父子河氏を於て走入けるといふ男ひとりん智略をめくらし又主帰て本宅の跡理かたと住くましぬ中にて在りなと陣卿よりもあやしく思ひく越前守方へかくし告知を者従く義長大に驚キ松ヶ崎の様子息ひくくりよらき遣しそれより方様へ申上ル

就松ヶ崎之儀に付度々如申上候三渕弾正忠父子同く河獄之張本彼者御座候然ルニ三渕伊賀入道ケ年安見ヵ舘へ於越候此様意安見に属仕候而又主従之事如何成可存と候ヵかくる逆心之者を被成寛宥候ハヽ定無前例之父ト社存候之不詮諸人為懲之度可被加誅罰候一度本所ヘ罷出仕候曲者ニ重而被入候事然可有之儀ニ候ハヽ又就此儀右掛着義重ニも達而可申上候其儀にのかれ此者可然様ニ御披露可有之希望ニ候和久丹後守　持野信濃守可申上候恐惶謹言

十月十日　義長

進士美作守殿

上野民部少輔殿

室町殿日記　第四之巻終

室町殿日記巻第五

今里ノ城へ敵寄ル事

一黒川薬師寺赤沢大和守父子二千余の軍卒を引いて細川典厩の要害今里同近ノ押寄陣取しかし城中よりも鉄炮とうるを備へ防ぎ同く揉出殺のゝろをありもこらへられて鉄炮すぢひしめぞ防ぎて筑前守方へ注進いたさせて承りて義長に別して刑部卿へ飛脚遣しける

去三日今里ノ要害へ敵二三千出張せしめ陣取候処城よりも鉄炮うちを備へ防ぎ殊敵数に被討鉄炮つゝへ候間毛を切べき旨被申越候如何可仕哉早々先御指南御上意次第ニ可申越候恐惶謹言

二月五日　　義長

上野民部大輔殿
進士美作守殿

被入御意計札候ゆへ今里之城へ敵令出張候ニ付被仰付候る鉄炮弓相遣候由被成御感候早々切を候而勝手之様ニ可有之候猶不申達候恐惶謹言

二月五日　民部少輔　長康（判）

三好筑前守殿

此返状遣候て中務へ参着より筑前守一千余の人数を具

一して今里へ駆向鑓少々押寄て陣取しかれハ敵いてひけん、と夜の夜まふるに陣を取てより翌日長慶典厩出て三町余りの前を根よりの人二三人置てそ切をくる

（永禄六年四月）

安見高政出陣之事

一飯守の城ニハ大眼伯耆守武田将監を城主として一千余人数を入置しまりを待て安見高政評議して飯守の要害へと打立より所々より旗をあけ人数をくり出して飯守近辺へ押寄しかハ城中の足軽大将下口石見守菅原大学助逸房の与ニ打出て唯二騎掛出敵陣の様体を打廻り見届して帰りけるを相城之伯耆将監ニ事の様をいひきかせて敵多勢と見ゆるよしいうこひなく在陣すへしとあらん時ハ當城兵粮今十日ニ不足や、急長慶方へ可申とて急て後詰なくハ落城すへき由を遣しけれハ筑前守急て京都へ飛脚以申上られける
急度申上候仍る敵今日未明より飯守近辺へ取寄

則陣取申候然者拙者罷帰時日を不移可相果候、一刻も早く御加勢可被下候弥以油断有之間敷候唯大事之覚悟仕候而ハ無其甲斐事に候兎角御分別専要に候

卯月五日　　義長

飯守へ長慶出陣よしきこへしかハ加勢と仕らんとて川勝五百ノ人数を引率して飯守近辺に陣取ける筑前守へ以手状被申けれハ長慶大に悦喜して返状に

不思寄候之処ニ多勢ヲ率し加勢ニ被出志之程無比類覚悟誠ニ満足存候殊此刻被打出候拙者喜悦之趣追付京都へも可申上候恐惶謹言

卯月六日　　義長

川勝大膳亮殿

一　又赤沢下野守三百余騎着到を以て出陣しけり則義長右之文章をもて事状をつらねされけるか又八百の余騎にて松山彦介六百余の人数を率して出陣ス義長も又右の文章をもて催されけるか加ゝる程に飯守の城中大にさはひて一戦におよはすしてハ切て出へき内談評議しきりなりけるか

筑前守飯守に出張之事

一　去程に京都よりの加勢として一千五百余騎差下し給ふ折節向ふ人々ニハ伊丹作之入道塩谷備中入道加地六郎兵衛尉備前入道業右京進毛利宗徒の者にて筑前守手勢一千七百騎

合三千二百の軍卒を進て飯守へ押付けるかかくて合戦を初し
としけるか故に一両日このほと計は晝夜雨降られて事に隔間
と相待て十一日の辰の刻に一戦とすゝめけるか筑前守方には三好
修理大夫先陣に當て三百余人と三段に備てすゝむ安見方
には刀禰桐嶋守四百余の人数をひきゐて相かゝりにかゝりけり追ゝ
まくつゝ川勝時をとりて戦ひしか桐嶋守方人馬けられ見へけれ
は安見か陣より川口志摩守ちからの陣より三百兵余にて
入替る義長陣より菜原右京進四百の手にて入替り志摩守ち
か陣へつきかひ高く責太鼓を撲に打て攻かゝる川口ハいつも
もかゝりかへりて士卒をすゝめ陽にひくき陰に関手に軍
術をまもして一時斗戦けりかゝる処に右京進か陣より刀禰源
八兵衛と名乗て赤革をとしの鎧に三枚甲を猪首に着

兼義作の二尺余りの徒をかひかつて黒き馬のたくましきに乗
黄の大房掛て打乗陣頭にかけ出安見の方に我と思はん
人あらは出合へ刀禰源八兵衛と申者にて候とよはゝるに
二三度よはゝりけれは又志摩守か陣より黒糸をとしの鎧に
利あり烏帽子に腹巻し粟毛の馬のふけハつらんにのり
けるか萌黄の大幌かけたるか十文字の槍を引提て手綱かい
くりかへし陣所へかけ出て唯今罷出候ハ安見か方に奥
山兵衛佐と申者にて候安前兼候源八兵衛殿に見参仕ん
とて進寄源八もとくとていしくも出さるを給ひ者哉とて
逢んと云てあつひ馬を激して飛くたり寄くからんとす奥
山もとくとて飛より早く馬より下りかゝりけるか源八端ちかくて
はたと打寄押かゝりむんすと組奥山ハ生年四十三源八ハ廿

四方ハ美濃江州に出陣しける大力なれとも更にまけせぬ者にて打セ首掻切て立あかりける味方も敵も是をとゝめて已にしらせ両度閧をそ揚たりけるかくて双方手に息をも継すか一時に勝負を決せんとて共に勢猛に揉て責戦ふ敵も味方も一足も退らす死を限りに打合けるか川口の勢共物頭を討れて気を失ひまけ色に成て引退かゝる所に城中より伯耆守五百余人一面に馳出て安見か後へ切てかゝる安見を始として是を見てさしもの人馬ともに備を崩して見たれけれは二陣に扣たる高政の勢七八百伯耆守か五百の陣へ一文字にかゝりける三好筑前守も是を見て此足場悪しとて人数を右手へ押廻して高政の陣へ打てかゝらんとしけれは遊佐是を防く事叶はてや思ひけん高政の旗本西をさして引にけり義長勢是を見

て喚き叫て追て乱れし跡を見すして我先にとそ落行たりかくる程に安見も今は叶ふへき様あらさりしかは本陣よりも後軍まて落行軍勢の中に安見丹後主従七八騎にていつくともなく落けるを十河一存物々しと見て十余騎追かけ返し給ひて叫勝負給へ何某殿と見かけて其間二反計隔て言葉をかくれハ丹後守引返して馬より飛て下主従八人抜つれてかゝる一存も案外にて十余人入乱れ甚死を争ひ戦けるに丹後を初として悉く討死しける十河か郎従井上何某も討死又陸も七人同し枕に臥たりけりかゝる所に何し備前入道遊佐入道紀合八百余の人数を後軍としたりけるも城よりも遥の東へ軍勢を押廻して堤のありけるを左にあて深田を右にあて鶴翼に備て落来る者を相待処に高政三百斗にて落来ル思よう

め所に多勢待まうけられて手綱をひかへてあれハ敵か味方か
と問けれて敵ハそて作々木誰なるらんと誰そてあれ打破
て通らんとて一面に五十余騎かなくりをたかへてたゝかひてかゝ
まて佐渡入道備前入道左右より押はさミ一人もあますまし
と責戦ふ高政心ハ猛く勇めとも敵ハ大勢とのまれけるものゝ
や叶ハさりけん御方の人馬こと〳〵く討れけれて或ハ手負或ハ
討死しみハ深田へ追おまれ遁れし人数ハ少なかりけり高政を初（なり）
として一族の者とも今ハのかれぬ所と思ひて馬より下り立多
勢の中へみたれ入て戦ける佐渡入道て痛手を蒙り
備前入道も馬を射させて乗馬にものりかねと損し高政も十
死一生に及けて御方ハ見てけるか終に家来て討死しけるか
残党打洩されて東西に落にけりまく行て佐渡入道

何某備前今度の大将を討捕て勝関三度揚て勇ミけると
て陣屋より扨翌日筑前守昨日討捕首数都合七百
三十余とそ注せられける大将高政を始として討捕ハ
物頭十八人と記せり軍の功手柄手の高名働し段書認て
書付て京都へ奉りしを上りけるに主方詳に御覧ありし御感
限りなく同日を下されしハ感状をそ被下ける重而
筑前守所へ松原翰負之遠を被下て今度義長粉骨之段
不浅由御感のあまりを給ける

呉服物之事

一 若君様 御召料 表白綾 裏紬一反
一 御前様 御召料 表ヰり又 裏浮の生絹一ツ
一 三方様 御羽織 表ころごらん 裏絹生絹一

一御乳人　　真綿ちりめんニ而包候毛

一御小性衆の羽織　　但綿入ハ丹田ニ綿紬綿入紋

一御侍衆大紋　　十五具　但信濃さらし

一御小人衆　　麻上下羽織

右之通年十二月ニ調上ル

御肴物之事

一生鯛　　十五献

一小鯛　　弐俵　但大小数入中鯛ハ流入

一鱈　　百　内三十八小鱈之

一耳塩の大蚫　　五十

一海月　　十桶

右之通年十二月かちうニ上ルへしや

一雉子　　十番

一真鴨　　七羽

一鶉　　三十羽

一酒樽　　五ツ　但弐斗入古庫赤屋ヶ酒之

御家中へ被成申作酒

一弐斗入樽　　十三

一古方樽　　三十五　但五升入之

右何も当年中ニ上ルへしや

呉服屋宗桂ニ注文樽肴の小日記也相添係而上るをも以

代并小紙銅鋼弐百三十石御床之間以之皆済可有作包先

度之使ヲ老中より被仰越ニ弥之とこニ右御代為念加書

候也

二月廿七日　　加藤与三右衛門

村上[illegible]守殿

山[illegible]助殿

兵庫之町中訴訟之事

一西宮猟船之運上并兵庫町中地子銭ニ付而當年中被相定被下候様ニと訴訟再三ニ及候て下代成沢茂兵衛門方より長慶へ以書状被申入ける

西宮海上之運上并兵庫町中之地子銭等之未進去當春何も手前難成候間當年六月中相定候様ニと申度及訴訟候如何候半哉御報次第ニ可申候恐惶謹言

三月廿九日　　成沢藤左衛門

光包

三好備前守殿

瀬良良是之事

一佐渡入道家中瀬良良是と云士あり東国牢人ニて参着侍なりしか此七ヶ年以前ニ佐渡守ニ奉て時しも浪人しけるを去ル飯盛の軍ニ安見か武者奉行藤塚源之丞を討捕て高名ある者ニ成しかも其賞ニ依て入道を恨ミ家を出て三好日向守ニ在付ける故ニ佐渡入道是を聞て以使者日向守ニ瀬良を給へきと両度まて申入けれとも日向守の返と返事して御取合所詮瀬良を討て捨しまへとさしつかへとて金澤玄蕃丞ニおゐての帯を五人付使宿を窺けり行ニ

月を経る如く或人瀬良にかゝる由をそこうてことくの罷出
聞て甚くうつかく有へしと觸しかる處入ともそして能々義兵
にかくしと被りてれて日向ち聞く紙入てる詰手を向けるとも
ゝ道てを瀬くかうしける事ハいさゝかもしらすとハいひ置て用心
すへしとり皆の歩（アルキ）を氣をつけ更に命有うかならし今ハ晩を
出すへし云出ると待りていかゝん手をとて取給へへし道の程
ハそなかる者とも十人成ると云ふた人ぬをも送てを催りん間にも
上總途の路いつかも入ても命かなへしといて相毎しけるに中
されとされも瀬良守甚志ふ惡をくし奉るとて用捨ける
かゝて猿の見えも出來のきてく究竟の者ともと七人かわすに相
添くも宝下野の宅へて賊りたるの金澤ハ明著瀬良をも知
すして一年余りかさこうろの處に邸細しけるかに後に聞付く大に

敵ともに入るかくして強りうれて是花の盛ですくなく討候ける
こそ不憫なれとは申なり

松ケ崎之事

一三間伊賀入道嫡子弾正忠河原より松ケ崎に移りて在けり
けるを施薬寺を非とも楽等（タレテ）父子を招きて謀すへき旨度
々申ふ作意数ハむ三間隠謀の企を存すなる父具隠（カクし）す
先年摂州へ御座を寄らる剣迎卿の輩何秋御供仕り
て御感にあひ奉りしよは有る父子ハ不羅罷出しも上謀叛の様
躰姿見をる一味して候へとも立て仕出しうる者もあられ
て計略をめくらし御所にたよりて全く野心なきにも上先
隠密にて在所に隠住をしむ然れとも松ケ崎と三間日向
兼ねるよりのをこと故年の恩賞にて三間か領分行下作様に

と長慶を一向頼みて申されけれとも終に兎角の御返事もなく

してわたらせ給ふ又三関立慶り申れハ長慶大きに立腹してたち人

ハ御免なくとも早速申付伊賀入道父子を討て捨へしと或

人々申てけれ共弾正忠あやしと終にハ思ひとまりける長慶

是を聞て能々御意を得て許容申けり

かくて人々しられしかもしものなかりけれは三ふちへ御合ふ

又此者なくまかり出しそれより後にハ間もなく入ことなり

らうかたのきとし給ふの所への御意なくおもひて済と

めされよりて参らひ所へ存よりおもひ寄れは入給へる

しハ一所にて候まてへ給ふ御事にくらへ井山所と幸次合し

らへるをはからされやまつらせきらひまいれてたのみまて

らやくすもしるとわかくかまりたるしひとつてそのみきんに

さる三好方にて生害より御所中へも参せ候まつりと

ともかくもつきざるにつひくして可然とて申て候つき

いまたなきやうにかくありけるものとみえしなりけし

かゝる札有　　しかし　長

永禄五年

京都物忩之事

一　山城洛中洛外淀伏見木幡山崎八幡を始めて所々の
輩ともをくへまいらせ放火狼藉を追落し洛中へ夜毎に乱入
て資財をも集取事不斜に依て日暮かきて門戸をとぢ
てかくりを構番所をひしくしけきて人のゆきかひも叶ず
すまゐをしのひ候ゆ検断所へ方々より訴訟申されハ所
くに高札を挙られける

掟

今度洛中洛外へ徒党之者共徘徊シテ追剥辻切又ハ
在所へ押込資財雑具奪取候条甚以諸人恐怖之
所詮町中惣手合仕候而悪者有之候ハヽ即時ニ打留
此方へ可被参候時々首尾ニヨリ褒賞ハ不知御感状可有之
者也

永禄五年
八月三日　　貞親
　　　　　　長高

百性中注進之事

一安見飛騨守内藤備之忠一千余人数を率して西岡南村
へ相働民屋を放火し猶田畠をあらさんとて乱入す依テ庄屋
共少々出合候へとも多勢にてせん方なく障られけれハ乱入のよし注
進申入けれハ三方聞届て所々大服教馬牧新九郎ニ三百の人
数を給り西岡辺里の者迄駆立相向ふへきよし被仰出ける
両人集りて五月十二日京都を立て西岡に来在々所々の者共
とも駆集て六百余有けり安見内藤ハ大幕うちて方々より
起安へしと数多呼寄若き者共をそなへて酒宴乱舞をなして
何の恐もなく臥ひたりしを大服うかゝひとして是をはかりし敵
の油断を見すまして都合一千余の人数を西北より追まはし
て五月十二日の夜半に鳴しかゝりけれハ飛騨守内藤を始として
て思ひもよらぬ主君なる上ハ諸勢もうろたへ前後もしらて
外面へ切て入て周章騒きて太刀刀弓鉄炮を捨て我先にと
とも落ぬる大服牧新九郎つゝけてあまた討捕て業廻し

下知しけれハちりぢりに逃かゝりて追掛討捕首百七十余とそ記しるされけるも大将安見内藤を取のがしける幕の中ま女房十人留り居しより太刀刀ハ義等して討捕てかりしなり枕大服幕武具を悉く取ければ勝國帰りく京都をさして帰陣あり飛騨守内藤ハ領國にかへり面目なく遁世なされて閑居したり

徳世式目之事

一 京而為内十七ヶ所徳政法式可致也被仰出候兼而先規の如く任を此度も被相定事

定徳政御法式目

一 借銭借米諸質物等可為弃破事

一 於預状者不可為弃破但利平於入者於之明鏡書物者可為弃破次為賣券借書由隠掠申之文言者致奉状者不可為弃破事

一 於年貢加地子未進過上者去永禄四酉年以前為弃破後次契約利可有其沙汰并賣掛買掛り借預ヶ可為弃破但賣買代物一圓不相渡者不可相弃破事

一 年毛記清濟弃物返之類可為弃破但御法高札以前錢主立毛於苅取者借主不及違乱事

一 於流質物約月不過布類可限十二ヶ月金物田畠年貢山林并彼官人家之立職米以職之類可限廿四ヶ月但雖為約月相過錢主於無承引者可為弃破以私之義隠相限約月可為如御法式此外諸色約月同様別帋在之事

一 萬一質物或其之或以利約月流取質物令沽却ハ（从）質之一倍之代物質之主へ可弁事

一　利平不相加類、不可為棄破、一切加利平類、或古借依替之
借書未納請取遂算用、利平於入置書物於明鏡者、不
為棄破、但元利足以御免除之奉書帯之輩者、一切不為
棄破事

一　除一文二文子、不可為棄破、但於祠堂銭御除之分者、不可為棄破事

一　隠米隠銭并年貢加地子米銭等未進之上、令年序未済
之族、同以奉書被押置類者、永禄四酉年以前者、悉被棄破
訖、従戌年者理運沙汰可有之、御裁許此条数及新儀者向
後不可成其煩事

一　非御除無分者、来月廿日以前之借物可出之、号延引不可
及沙汰、仍注進為上、任式目可被仰付事

一　帯令利足御除奉書仁許、一切不可棄破、利平御免除奉
書不帯置輩者、作替之借書等一切於利平者、如先年
可為棄破、次相語御除状式付之事、或倉合銭被下相紛
条、御除分不可有私曲、有姦曲記借文可有進上、但於同家
売子者不可有異儀、於以銭主定右借書面為分明者、不及
是非、本主へ虚實可相尋事

右條々堅被定置訖、於違犯輩者、速可被処厳科
者也、仍下知如件

永禄六年　九月三日

右馬允

加賀守

定

一　近年京都方々御陣諸侍并民等、迷惑之旨依致申徳
政之儀被仰付畢、殊北郡堺同諸城番手以下雖退之

被及闕食為御憐愍此条揀別一切不可被免之然間郡
司或地頭号徳政乱銭除免之曽以不可承引事

一除為何之義於被及御行者属主之不限侍凡下百姓等
非抽忠節者聊以可被加御褒美事

一号可被忠節百姓一切不可致奉公自然於恩行之働現形者
相当之親可被寄罪科事

右條々可守此式目之旨也仍下知如件

永禄六年　九月廿三日

右馬允

加賀守

室町殿日記巻第五終

室町殿日記巻第六

豫州より御使者之事

一伊予國西園寺公豊公より卯月中旬の比御見舞として式部
義之といふを添へ太刀并鉋三十入二龍御書簡ありけり其状にハ
貴國の兵乱静まりて旦暮御苦労令推察し西國まて世路
候氣黒四國も静かならていかなるつき世中にか有んて家件も
都多安き心地も無御座由細々（ミミく）申向このきこせ給へり
其方御返事を出させ給ふて使者をよく馳走せさせて仰られ
ける老中思ひ中の事へ請けて振く饗應し給ひける御暇
申されし時御帷子なとそへ下されける

長高方より長慶方へ書状をおくる事

態申達候此斎洛中洛外徒黨之奴原到来候而主家へ

押竜往来之人ヲ弁叙剥取盗賊雖細不料畢竟ハ諸国ゟ
一業所感之者共ヵ會合して諸人ヲ悩ト存候甚尤も定て甚
分らさる也令察候　右方様　御上意ニ　御領所内無覚
束長慶方へも如何之儀万事沙汰不可有之と聞ヱまとの
御支之儀無申とハ雖人へ尾来て而も申段御免も下て拙狼狽
寄之三郎殿　思召候ら

六月廿一日

松村市右衛門
長高

日向守盗賊をとらゆる事

一　家に義興ハ家老に十張二郎共来と云ル者の娘八条堀小路
のあたりに在けるか沙汰なき母を彼ヵ許に置て養をけるか
有時風の心ちとて労けれとも終に十歳ヵ許へかゝりし老来ん老母
の事なれハ心許なくて萬さしおきて来りて見るに實も風
気と見えて少れともさりへき醫師を付て療治を加へ行ぬ
四五日逗留してかへり処にて忽用あって日向守より呼に遣
しけれハ蜀によりて痛るつさ也と命して皈らんとしけれハ
庭米の女常に更への寄をまねて九條の行別と通りかゝり
木陰より物陰の男の様に指てあやしく思ひて刀の
柄に手をかけてさるの様にて行処に大ノ男の両方より遠
遠さしかけてもこそ共に捕らへ鐡鎚をもて已に渇
命沈さ果の髪時の命をはかるへき助を頼へてとして見ん
とする時四ゟなりすると思て太刀に二人共の打力を門抜
ら手の肩先より義手の脇の下迄切て落しぬり今一人の男

もとより叶ふまじとや思ひけん五六丈計逃て傍なる藪の内へ
走入りけり十塚もとめて盗賊と声をかけてあたりの者共早く
出合ひて見るにかの者叫りければ藪の外なる者ともすゝみて
積れと見て我先にとて出来る十塚云けれハ二人の盗賊と一人
ハ元より引留め今一人ハ尤なる藪の中へ逃入ぬ急ぎ駈出して
其下知しければ四方より取巻て四五十人武具帯て家来して探が
しける所に叢の内より通りしとや思ひけん刀を懐て
切て出ければ尤とも曲者にて家来ハ何れへ寄合やうにと見れ
ハ多勢一所に集まりて生捕にせんとする則尤ともうちより義
与りにて身をかれたいかにとするも我らでなる捕向しければ
義経の家来の軍に打倒され方々せて家来なくとも湯命なからて依て
助をこそりければ盗賊を付けり日向守立相打のれの等類ハいり

行りけるに二三百人程わんもとん帰る所に有るとて実かし
そし委細に白状しけるに日向守大にいかりてかる長慶へも
此旨申して実なしこの者へ押寄て百人余人搦捕ル十日計して
三方へ此中狼藉しければ御感不斜急ぎ洛中にて誅すへしとの上
意なれハ兼て引出し悉く首切て獄門にかけられければ
より洛中洛外を静て諸方の者かげ事静なり

永禄六年

安見直政江口の城へ押寄ル事

一或時阿波ハ山中遠江守を近付て云けるハ精業なりし我国の
侍として日比の契約を変して敵に随ひ付侍之筑前守ハ日頃備て
勝りけるに味方ハ小勢にて敗れて軍に勝利をゑすして然ハ飯
守を捨て今度ハ江口の要害へ向て十河か弓箭を當てなんと
云けれハ遠江守も頭を深くしてかゝるを末七またくへゆめともや

も城へ付かけし然とも是ハまた年若なるゆへ後詰の手くれ候故
大人数にて籠城すと聞へて無理責にも致さす定て人数なれハ
に損しけれハとて里見関東にも儀なく足軽四五百人程遣し草
と傳をかく夜半に埋草を作られ水なくしの土俵を支度させ人へ
猶此理ある城へ乗入る事疑なし被直段へいひてきんで出られ候
山中申されけるハ先日軍にて父を討せて候へていかふ口惜く候し
何時成とも手合有へきと申されけれとも在所して書状を遣
さんとて聞る使札を待つけしまゐ候れ

近日江戸之要害へ差掛一戦を被遂候て当方見とも存
候若御同心に候て可然者御出張に可有御座候

九月十七日

里見河内守

阿波守殿

赤沢大和守を呼て申しけるを扨々手合されたる被返状を被致
候ハ
去れ到来示承候被先日之軍失利剰父被討死被仕
候へハ無念一入成儀と存候是非合戦被致度存候然ハ
同意可申候重而日限承度存知可有恐々謹言

日判

阿波守　判

里見河内殿

去程に里見　持田豊前守　村岡善太夫を侍大将として千勢
一千七百余　与力には内藤彦五郎　薬師寺七三郎　塩田石見守
都合二千三百余直段の方より八　赤沢大和守を侍大将として七千
勢二千余　与力ニ　玉縄太郎　長直　河田志摩守　駒形内記　都合

三千二百余九月廿六日の夜半ニ打立て安積江口の城へ押寄
四方より取囲ミ関を鳴らして揚ける其の城乃中よりも四方の矢倉
より鉄炮の矢玉をも片時ゆるみなく打かけたりて透間
もなくそろそろを多く寄手是を見て敵は王業はけしきをよ
よて遠責にして日の暮りを相待ける寄手は城主一存四
方の矢倉にようて敵の勢を見るに四の手に及へり城には僅
五百に不足なり此勢を以て無理責に攻おとし当城一時に
落城あらんすらんと思ひ急ぎ使者を請城より打て出一
戦をせんやと思ひて日暮のまきて其の夜に書状を遣し
ける

急度申進候今朝未明より安見直政并与力之者
凡数三千計にて取囲昼夜無油断責申候自然
多勢ニ候ゆへ当城落居無之ハ危候間一刻も早ク可
有出陳候恐々謹言

九月廿七日　一存

筑前守殿

義長状を披見して返事に云

敵多勢にて押寄候由聞召候諸勢に加り力ッ随分可
被防事肝要ニ候軍中油断有之ましく候

廿八日　義長

一存殿

寄手は其夜の四時ころに安見ハ五百余の兵を以て城の

あたりの堀を埋させける十河か家老に簗田金太夫是を見て
て鉄炮の手足（テタシ）ともをそろへまちて弓鉄炮窓を詮て
らうせけるに是も楯の板百人計かゝりき連て間近く進（ススミ）
寄り土俵を高く積せられて一存も是を見てかゝその拵
のうち中より山手よりも破られん事疑なし所詮三百計
切て出て追拂て見んとて下知すれは可然とて打立たり
簗田金太夫森井入道を侍大将として一存三百余人門
を開き切て出ル山手にハ直政か勢雲霞のことく相しかと
塩田石見守赤沢大和守四百余の人数を集て一存三百余
人をあまさしと責戦ふ追付ものは時を移して見ける
か簗田ハ数ケ所の痛手を負て引退森井入道ハ討死
しけり人馬労れて一息休めんと城へそのゝと引て見ん
それも百八十に成にけり寄手ハ勝にのりていさむ事
限なし其後に筑前守一千五百の人数を率てのみまか
らを見けるか其日の夜に入て河口近辺に押寄陣取け
る安見直政是を見て義長の後詰に出張しけれハいさ
山城を捨て筑前守と雌雄を決すへしときかれ安見か
家老も直政か為にも義長と戦て文飯守のことくに作
りんとなれハ寄と各申直政聞て是にハ多勢なるに依て
事遠したゝ城の中にても今ハ甲斐なくしき着今の三百と是
有まし筑前か勢ハいつれの有りん誰か有陣取の様見て参
きてと云されて海野角右衛門罷て追物の早足にて打奉て
余との西に余まり陣丸の江手をとくと見渡して帰り申
けれハ雲鶴羽翼にそなへて候勢の多計ハ二千またハび

とみて候と申し安見関く陣の色あひハいつもと同へハ王の
候ぞおハりて見えぬとかけり実にさそ有らん我もさぞ思
なり左あらん人数つハし後日の勝負よこそあらめと立
ちれと何も此義に同すよりて直政て与力おく陣を引
きえけり義長是をきゝて いつまてか人数を揚けれハ害
の勝に一備みなれて一定某一戦の中に討死せんと思ひけるに
必の兵かゝと申されきせく惣江氏何もむとそ中されきる
かゝて城中よりげりて一度にいつふしつきて宜へともよりて堀
を埋切堀に着申さうりて三百余人切て出聘戦しかく百
又余人夫申候も内手負亦人計人何よりも力を落もしハ六人
の家老と一人の討死一人の痛手負り申死すて罷有れより申さ
る飛騨守敵一戦と存あて某も討死すへき事必定成しか何と
さひくにけんあやし文夜に入討寄れ事りやありん早く堀を
わり土俵を取へし是思ハ人数を置へしとて五百人城に
留て帰陣しけりも枝宮野人注進申されきり

去ル九月廿六日に赤明に安見直政ら与力氏六組斗
卒して河口に城ゟ四の手ゟ取囲堀に埋草を込已に乗可
入様ニ見へ候處 某後候ニ罷出候ヘハ頓而陣を引取申
候一度手に着氏家老一人ハ討死今一人ハ半死半生ゟ而居
申候人数百三十討レ申候何も卯後ん無而之候ニ依而某手
に着五百残し置飯申候大事之擦目に候城にとゞめ人数不
足ニ御座候ニ付早く五六百可被下候左なくてハ危く存候間
此等之趣宜可預 御披露候恐々謹言

九月晦日

三好飛騨守

義長

上野民部少輔殿

進士美作守殿

右方同名く存め候ハ急き人数を将ハすへしと被仰て土井

新平土屋内匠を大将として五百の人数を被下ける

猶村服屋一存書状遣ス事

一 爰ニ市右衛門尉手ニ土橋源三郎とて本ハ信州村上義清

ニ在けるか村上身体没落しけれハ長高を頼て京ニ留有

けるを長高一存へ肝要ありけれハ盤れを今度之一戦ニ討

死仕れかし又ハ痛手なとし蒙ていさゝか卸後之何とても此結の不紀

ハ心元なしとて飛札を下ス又服屋惣右衛門尉ハ栗田采女とて

元ハ今川氏實ニ有けるか是も牢として居りけれ幼少より

の朋友なれハ新恩出やとて一存へ留時の間とて預置けるか

是も有無の由結を関福ニ見えぬとして無分別にて申ける

熊沢飛札今給候處去ル九月廿五日ニ敵多勢にて取囲山

之処ニ被盡粉骨候而其二ニ働候て一百余ニ手負死

人有之由　上ニも嘆出ニ被思召候然ニ土橋源三郎栗田

采女ハ如何御座候哉死生不慶候定具分へ取込ニ依而　家

元へも御左右も無之と存候半と此御報ニ委細御申下

候而可有候様被仰付候畜附候恐惶謹言

十一月朔日　長高

十河一存老　貞親　主判

一 存則返札を被仕候此使者稀々敷りて数多の手負死

人の様子委ク御座候て中関をけり

自是可申上候処ニ端午取紛候而延引仕候處

御尋ニ預り被下忝存候仍彼者ハ三十ヶ所年貢被申候へ

共浅手ニ而候間郡中可仕候得ハ三十人余りニ

年貢ニ罷成候所秋〆殺多掛り申候處酒井伊豆守申付候

栗田寡安ハ深手を蒙り翌日午ノ刻ニ相果被申候則取置

申付候委細ハ此使之者可申上候可有御尋候

別紙ニ可申候へ共此旨心得候ハ可預御意得候恐惶謹言

十月二日　　十河一存

松市右衛門尉殿

脇坂左衛門尉殿

野田安兵衛敵討之事

一丹後の田辺備後守の家中に野田安兵衛と云侍有けり又孫三右

衛門といひけるか傍輩赤井彦七と云者と口論し討しまりき此

ハ安兵衛行年十八才にて小性たりし主人の前に居て其任まり

見と彰して無念なれとも何ともなくて蔵しくありけれ安兵衛元文

の敵なれは彼をうたんと思ふ三の年主君に暇を乞て卯柳原

ありしに其伯父の有けるを頼みて是に罷在けり赤井か行衛

と聞けるにまてハ江戸に有けるか当時ハ長沼下野守と云

人大名と云家の者にて有けるか此家に有しと告る安兵衛深

とあやしき者にやつして心を書あらわすに立待しひかられ終に

見つけ申ありきて彼に様々の術策をうけて願ハ元文の

敵を一目見せて給へて祈に事限なしかる処に三月十日加茂

の社にまうてひとて竹事成しかハ洛中の男女とも神を拝し祢

見物に出る事不斜　安喜治左衛門もかゝる方へと出る事となりて
なんとてあやしき様にて出向きて唯独行されハ赤井の道寸尺
もみえ人を込まり宴りしことをいひてもとゝ鞘あてて見廻り居る
宴に残りける森の方に侍る歩行の者人の士十人計見えて茶を
ひらき饗応して有けるに此侍に三十四五の男異なり居けるをこれ
も赤井新之丞と見てありけれとも胸打さわきて嬉しさまゝに
うちうちて見る年久しく見まもりたれと月経へたつひとかたふ
やしと思ひくらふれは彼新之丞にハちとかの耳に斎きいふかのありし
かと立廻り見られけれとたゝ手すりからまり相ハうつひとりと勇
らて侍にまた思ひ誠の頼らん道にて打へし此所ハ無礼のけれ
とありしと思ひてかしこを離く日も夕陽に傾きて帰事もなく
すこし見物の貴賤東西へ帰りけれは陸へて立出たり十人計の
侍なりしと赤井ハ一所に打連て行に加茂川の二条の岸の
陽につきて皆々涼んてこゝらあたり所ともなき時ふと思ひて三尺
三寸有ける一物のさやはらひて飛かゝり只一声とかけて下（まつかう）
と打落せの肩さきよりちふさの脇の下まて切たをしたれハ切し
をとゝめける所に十人計の侍皆丸一同に抜つれて振袖着
のかきしと太刀にて取籠られ安喜治も是を見て敵打なれ
ハあやまちかなと思ひて来て是ハ僕ハ手引則大刀をと方
へ出しけ預て奉行所へ出給へなれとも子細を述へしといと
さハやかに申されけれハ侍とも是をきゝて思ひて主人にいふて侍
んと申さてかの人の主にしては奉行所へ具して出へしと
申されけれは兼て五六人か申にまかせられて検断所へ参り此
由を申上る長高村出合給ひて亡父の敵ハいかなる子細や

んとまちゐて安兵衛申けるハ其ハ母乃氏備後守に切かゝり
召仕の者にて候然所ニ其父孫三右衛門と申けるを母ゆゑ申かゝり
備後守殺害致し其上者ニ孫の婦ニ候ニ付其上ニまれも
其親の敵なれは彼を討く元文の追善ニ助として一両年
尋廻り処ニ今日如我まて見あり候ニ付速ニ討果し
よし年月の鬱憤を散し候へハ我身ハ備ニなし候ともいかやうの科
まても仕付にて申けれは長高聞給ひて安兵衛か健（ケナゲ）なる
侍哉誠ニ神妙なる手柄あるにて候左あらハ国元へ有も遣
申候ハんとて侍二人に書状を加へ母許へ遣しけれハ
御家中に野田安兵衛といふ仁元文の敵速ニ討被申候誠ニ
神妙之手柄各被致感入候一廉可有之賞候度も加ぬ
遣申候かしく

三月十一日　稲村市右衛門
長高
田辺
備後守殿

得御意候然ハ母許ニ着し而備後守出合大ニ悦給ひて使者を
一日馳走し給ひて親をひきそへて返状有けり
不存寄候処ニ顕責孔被悦候ニ依仍野田安兵衛
元文ノ敵無子細討留候ニ依而其方へ遣候被下一礼被相
済候段大慶ニ存候返状可被預御取計候かしく

三月十二日　田辺備後守
光利
稲村市右衛門殿

藤巴平次郎女を方便取事

一北京報恩寺のあたりに藤四郎と云若者有けり生国ハ与
州の人にて有けるか近きころ宿して京に有付けるとそされハ
妻女を求んとて今出川の重若と云者の娘を宗角と云者
なかたちにて縁のふみを云て支度調へ藤四郎か隣町へ嫁娶し
て一両日か中に向ひし云平次郎憤（イキドヲリ）て事の様を委細に聞
届て同朋待て若者共を七八人集めて子細をかたり其（ズ）
に成たりとも遁あるまし可致かたし思たりけるを若者共尋
常にハ有まし事なれとも其当座に打果すへきと思切て
居んすの間事を段見して給ひてんやと云て若者共乃
事なれとも必要たるへし請合て打果すへきと此申さハ遁され
侍しとて支度して相給ふかれ相を夜に成りハ若者共を
有家待つみして何て着たりて三町斗先へ出て相給ふる

葉のしく娘女房召仕へあつけ親若党共にことよりかたりくと
召仕へ相添て出来ル若者共押込て出さし給ハて久しく〳〵入
ゐと申もあつ氏女房を見まて清女来りすこし云僻て北月に
来りし有けるにたしかぬ若者とも五六人常住を圍て平次郎か
あふへ行に入て表の声をとりとし打候の女房若党共をとこ
て何ともかん門の様あやしくなり掏向へまを給ふ年数ハ
いつくにかりしまんかやかんとりて藤四郎は誠ハ与州申向居に
ハあしひ（ビ）某ハ右衛門申入けるか藤四郎平次郎と云若者なり御のふ
しとも云其ゝ御前の前に己をたくらみに世の人へ流布ちかゝふくさ
に方便して此方へ入けるなり支の実否を正すへきの間を待
此方に預申申候とくつくに云関をとて申されて大に驚き
急きて居て方々にかへしと云又女関てにやくかりたる由若者ハ下ふしく

角ニして事の済つきものにも無しとて則ち検断所へ申上ル
猶村服屋両人閑論ひて平次郎を具して参るへき由下知を請へ
て町中より相手藤巴をつれて参る所いかなる由の有りて
女を盗取申人意趣を可聞と申へし平次郎委くきいて之
此女本より産て入ける父母良縁合申処に或者の誘にて候て
是を聞て悪口しちらす事より実否を親にも知らせん為
暫女を預申別に子細て候はすとも申されて両人閑論ひても
ハ唯男の和尊をかつり見て不案取るからのたかりよりして右
より双方約束度々及女房たりし海にてなきす也妻女ハす
へしと下知し給へて藤巴本意を達し奉尊すへしたりて書
女に開ひけり

岩崎角弥か事

一 寛に濃尾の住人に岩崎角弥とて若き侍あり主君ハ森藤
山城入道にて多年勝れたるをこそ宮仕しける或時幸の積（ソシリ）に依て
入道に彼か之を諫言しけれハ誠と思ひて出仕を止まるを与ふ角弥
迷惑して其君にあやまちハいかゝあらん義らんと人して申されける
先角の返事して角弥不登主君と縁こそ尽（ツク）らめと思ひて
本国出て京都に来り所縁（ユカリ）を尋て摂政殿へ御奉公に参れ
此者器量骨柄心も夜能に超てやさしかりけれハ君念頃に召仕
給ふ事又たゝひかし角弥年を経れ殿中二とも御所に有けり
山城入道此事を聞て則て以使者を殿下へ角弥を給へき由申
されけれとも摂政殿聞召て呼返す程備え者を何として返出
すへきん叶まましとて被仰けれハ入道重て色代して可満
して申越千度百度申ても此者に於てハ出すまし旨被仰

出られける入道大に立腹してさもなく討手をよせへし
よつて山下侍従須田忠吉来り三町の者と二人京へそよせける
立行に二人の者とも明暮御所のあたりに徘徊して間隙をそ窺
ひけれとも終に見あたる事なかりしか有時御宴会の折
節殿下禁中へ参らせ給ふ御供に参時二人の者とも窺見
付ねらひ間隙もなく命を失ふまじかりと思はれける殿下は長柄力者
并近随身多く先を驅固し猶は五位六位かしつきあまたけれは行かく
まける人も何とかしこまり通しける両人無力を自ら室しく
帰りけれとも毎日は果討ものよりうつゝうらひかたし
此者と殿下へは申さては如何とて或時御気色を見て申ける
中を申よつ殿下聞召て頓て奉行所へ被召つ曲者を急に窺鑒
よて洛中を搦へしとて仰付られて長高貞観義々洛中を
觸られて此者か中の故事は曲者文にて付家衛付忠図られは
二人の者とも是を聞て是非なく本国へ帰り入道へかく
と申されて何ともすへき様なくしてさ分まてありけ
り

室町殿日記巻第十六終